

第5部 各種災害対策

第1章 道路災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 道路災害予防
- 第3節 道路災害応急対策
- 第4節 道路災害復旧

県内の道路は、実延長約 18,000km に達し大分自動車道、東九州自動車道、大分空港道路等、国道 10 号をはじめとする実延長約 3,700km に達する国道及び県道、並びに市町村道からなる。県土の 7 割が林野で占められていることから、道路トンネル数は 554 箇所で全国一である。

通勤通学における自動車への依存率は全国的にみて高い水準にある。

この章は、北海道豊浜トンネル岩盤崩落事故、日本坂トンネル多重衝突事故等のように、自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 共通する災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヌ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ル 消火活動に係る応援要請等
- ヲ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 危険物等の防除
- リ 交通安全施設の応急復旧
- ヌ 広報活動の実施
- ル 再発防止対策の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救助・救急活動の実施
- チ 消防活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州地方整備局

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令
- チ 広報活動の実施

(2) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第1章 道路災害対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- ロ 初動体制の充実
 - ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
 - ニ 情報の収集・連絡
 - ホ 活動体制等の確立
 - へ 広報活動の実施
- (3) 一般社団法人大分県医師会
- イ 情報の収集・連絡体制の強化
 - ロ 初動体制の充実
 - ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ニ 情報の収集・連絡
 - ホ 活動体制等の確立
 - へ 救護班の派遣要請等
 - ト 広報活動の実施

第2節 道路災害予防

1 道路災害に強いまち作り

(1) 道路災害対策

交通量の増大に対処した道路の拡充整備を図るとともに、警察本部、教育委員会等を中心に関係機関が協力し交通安全教育の徹底、交通安全諸施設の充実に努め、全県民をあげた事故防止を確立するものとする。

(2) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全を確保するための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

(3) 道路施設等の整備

イ 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。

ロ 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

ハ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

2 道路災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、道路管理及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報の収集・連絡体制の強化

イ 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

ロ 県、警察本部、市町村、消防本部、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び道路管理者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまたは他の防

災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

- ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

- ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(4) 消防力の強化

- イ 道路管理者の取るべき措置

消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

- ロ 県（生活環境部）の取るべき措置

道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確にできるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

- ハ 市町村の取るべき措置

(イ) 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動が行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第3節 道路災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 道路管理者の取るべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県（生活環境部）及び県警察本部の取るべき措置

イ 県（生活環境部）は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県（生活環境部）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たるものとする。

ニ 県（生活環境部）及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

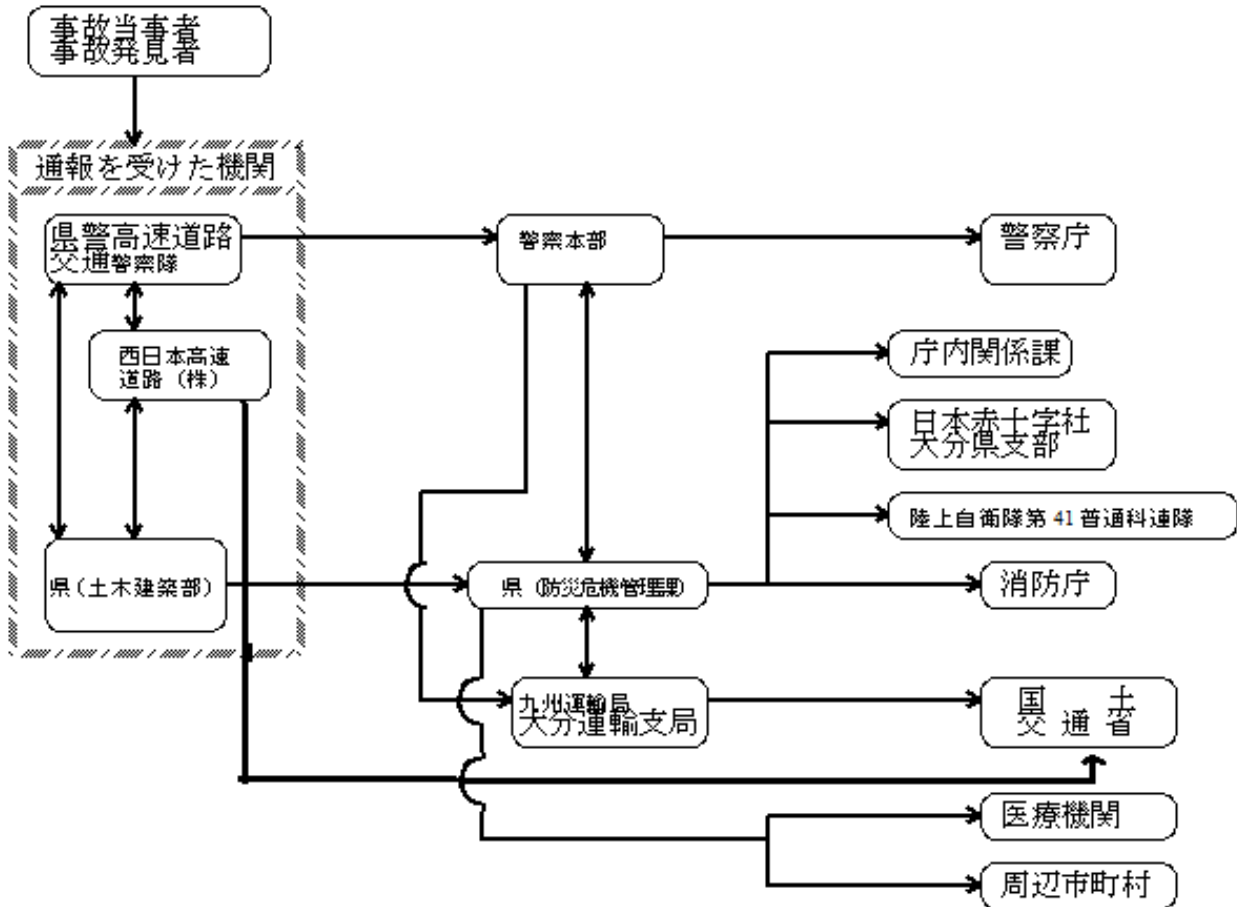
イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

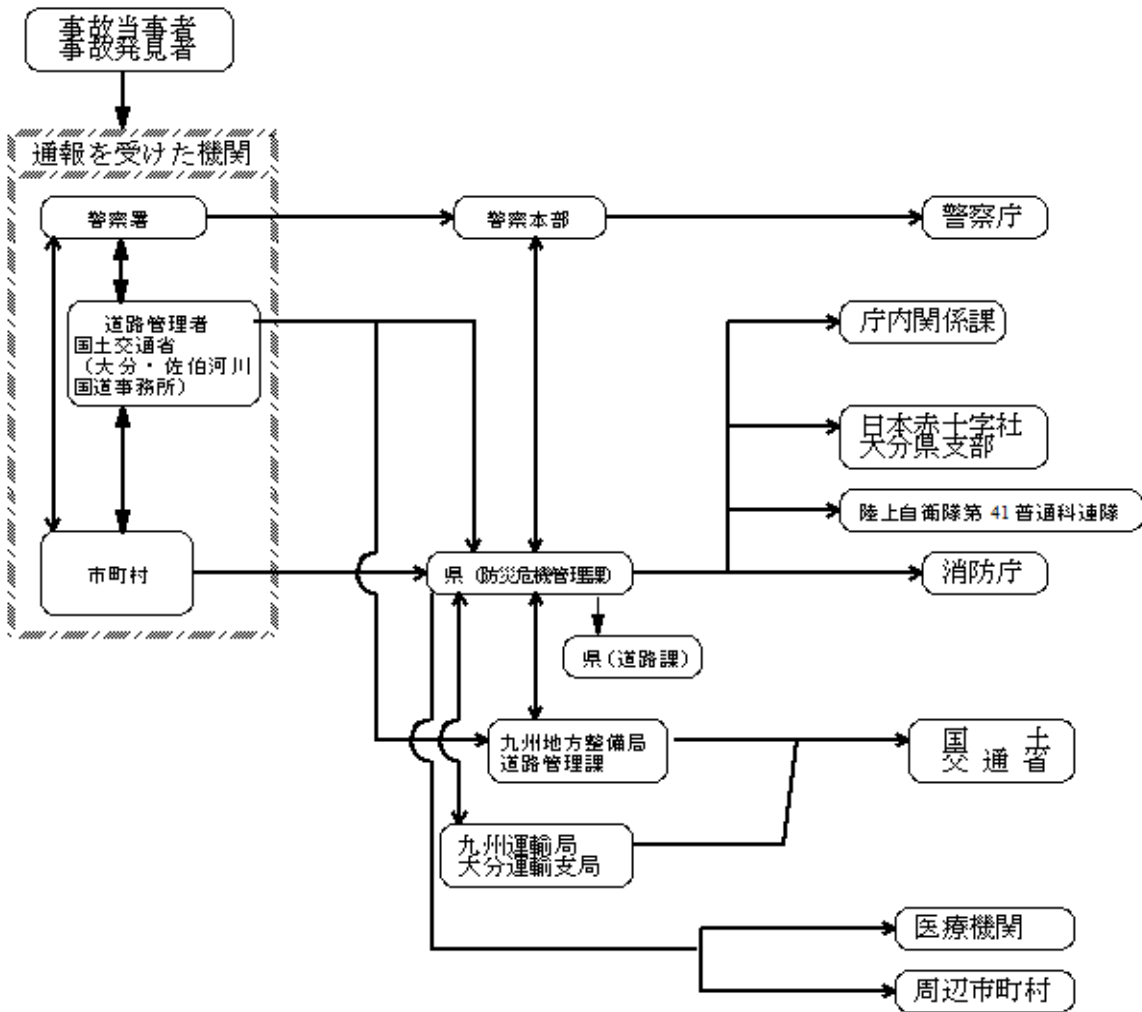
(4) 道路災害情報伝達系統図

道路災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

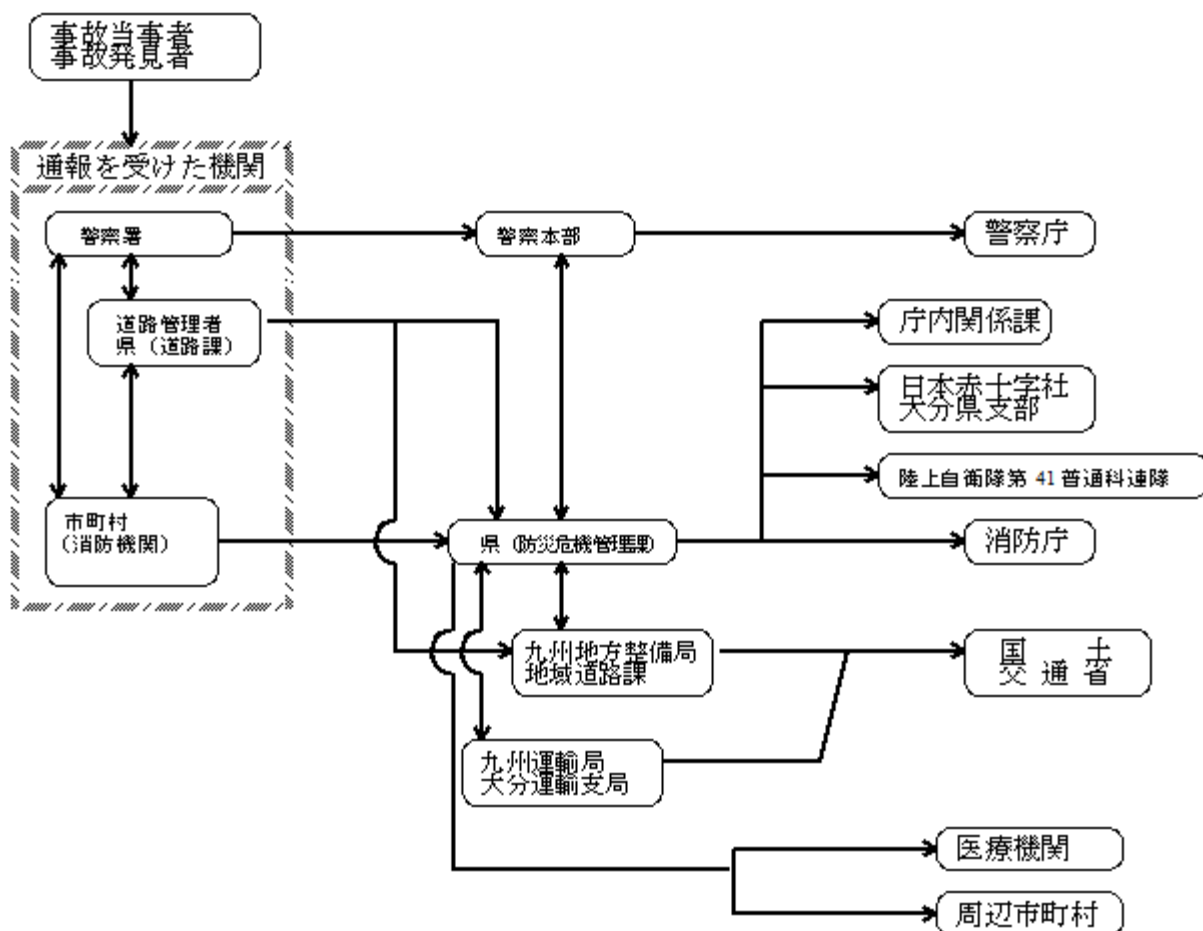
(大分自動車道、東九州自動車道)



(国管理国道)



(県管理国道、県道の場合)



2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

イ 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的別に変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 道路管理者は、建設業者等との応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

ロ 県(生活環境部)は、道路災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ハ 市町村は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めることができる。

ニ 消防本部は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県(生活環境部)は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、

道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 道路管理者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
- ハ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ニ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、積極的な救出救助活動を行うものとする。

(2) 消防活動

- イ 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 県（生活環境部）は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- ニ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」に基づき、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「第5部 第8章 危険物等災害対策」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (2) 県警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第4節 道路災害復旧

1 災害復旧の方針

道路管理者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第2章 鉄道災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 鉄道災害予防
- 第3節 鉄道災害応急対策
- 第4節 鉄道災害復旧

本県の鉄道網は、幹線として日豊本線が中津市、別府市、大分市等の都市を結んで、主に周防灘、別府湾及び豊後水道の海岸線に延びている。地方交通線として久大本線、豊肥本線がある。久大本線は、大分川及び玖珠川沿いの山間部に延びている。豊肥本線は大野川沿いの盆地部に延びている。

この章は、信楽鉄道衝突事故、J R長崎線脱線事故、J R福知山線脱線事故のように、列車の衝突や脱線、自然災害による鉄軌道構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- ロ 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策）
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ヘ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ト 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ル 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヲ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ワ 消火活動に係る応援要請等
- カ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 危険物等の防除等
- リ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- ロ 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害及び海岸保全対策）
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ト 活動体制等の確立

- チ 医療救護活動の実施および調整
- リ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制の確立
- ト 救助・救急活動の実施
- チ 消火活動の実施
- リ 危険物の防除等
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州運輸局

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区气象台（大分地方气象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令
- チ 広報活動の実施

(2) 九州旅客鉄道(大分支社)

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 代替交通手段の確保
- ト 広報活動の実施

(3) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 鉄道災害予防

1 鉄道災害に強いまちづくり

(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び特別警報、警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

(2) 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

イ 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

ロ 県、市町村、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

(3) 鉄軌道車両災害防止対策（九州旅客鉄道株）

イ 防災設備の設置

鉄軌道車両の災害を防止するため機関車、電車、気動車の全機にATS-S型車内警報装置を、ディーゼルエンジン機関に消火器を、動力運転台に特殊信号機を搭載するほか、複線区間運転の動力車には積極的に車両用信号煙管を取付けるものとする。なお、客車に消火器を備えつけるとともに車内放送を完備するものとする。

ロ 防災管理方針

車両の防災管理のため管理責任者を置き、常に整備状況を把握し、補充整備に支障をきたさぬように努めるとともに、定期的に動力試験を行い、また、動力車乗務員を対象に定期的に訓練を行うものとする。

2 鉄道災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

県及び鉄軌道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

とする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

- イ 鉄軌道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報を収集・連絡するための体制整備を図るものとする。また、県、市町村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講じるものとする。
- ロ 県は、迅速かつ的確な情報の収集伝達及び通信設備の充実に努めるものとする。
- ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

イ 鉄軌道事業者のとりべき措置

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県のとりべき措置

鉄道災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村のとりべき措置

(イ) 「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

第3節 鉄道災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 鉄軌道事業者が取るべき措置

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県及び県警察本部の取るべき措置

イ 県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

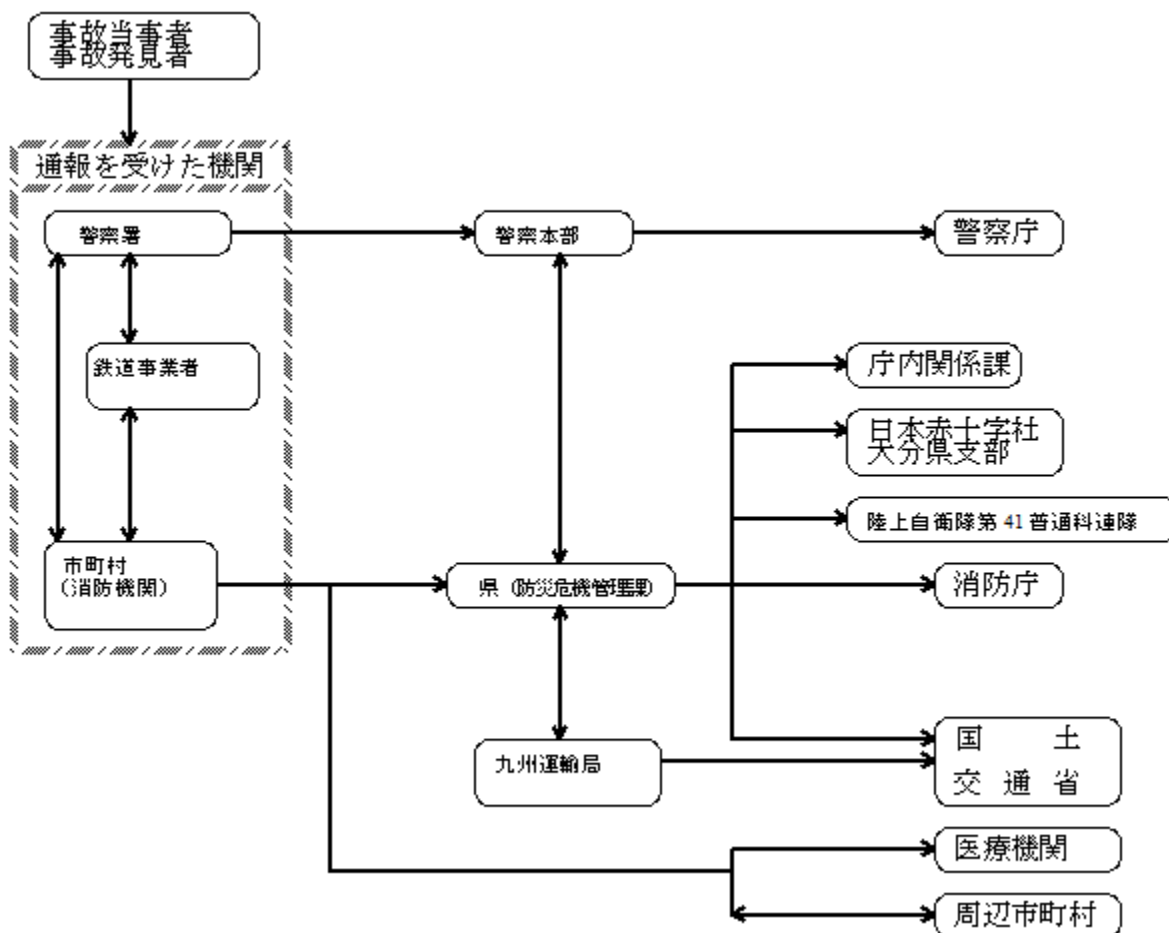
(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(4) 鉄道災害情報伝達系統図

鉄道災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部を設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部の設置

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があ

ると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等に応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、鉄道災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要と認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して、応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援要請又は応援のあつせんを求めることができる。

ハ 消防本部は、鉄道災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対して適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消防活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 鉄軌道事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救援及び医療救護活動を実施するものとする。
- ハ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ニ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消防活動

- イ 鉄軌道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するとともに、消防に関する措置を実施するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 県は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- ニ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

鉄軌道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」に基づき実施するものとする。

第4節 鉄道災害復旧

- 1 鉄軌道事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧を行い、又は支援するものとする。
また、鉄軌道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第3章 航空機災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 航空機災害予防
- 第3節 航空機災害応急対策
- 第4節 航空機災害復旧

大分空港は、昭和46年に供用開始され、昭和63年の第2期工事から長さ3,000mの滑走路で供用されている。

この章は、日航ジャンボ機墜落事故のように、航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や地域住民の多数の死傷者等の発生といった航空災害に対して、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大分空港における防災体制の充実
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 捜索活動に係る応援要請等
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 消火活動に係る応援要請等
- ワ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助活動の実施
- リ 交通安全施設の応急復旧
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 搜索活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消防活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 大阪航空局（大分空港事務所）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

(3) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の強化
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 搜索活動の実施及び支援
- チ 救助・救急活動の実施及び支援
- リ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣命令等
- ト 広報活動の実施

第2節 航空機災害予防

1 航空機災害に強い人づくり

(1) 航空機の事故防止対策

航空機の運航者に対し、航空法並びに関連諸規定等の遵守の徹底を図るとともに、事故及び捜索救護に対処する施設等の拡充並びに関係行政機関の連絡協調体制の確立を推進する。

空港内の災害予防については、関係機関及び航空関係者との定期的な防災訓練を推進し、事故防止対策の強化に努める。

(2) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 災害に強い人づくり 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、航空輸送事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報の収集・連絡体制の強化

イ 航空輸送事業者は、航空機災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

ロ 県、警察本部、市町村、消防本部、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び航空輸送事業者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」に定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 大分空港事務所のとるべき措置

消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県（生活環境部）のとるべき措置

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確にできるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村のとるべき措置

(イ) 「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 空港施設の維持管理の強化（大分空港事務所）

航空法、同法施行規則及び空港管理規則等に基づき、空港においては制限区域の管理の徹底、航空保安施設等の点検整備、改修等による機能の確保並びに航空機の火災その他の事故に対処するための必要な消火設備及び救難設備の拡充等保安体制の強化を進めるとともに、関係行政機関との連絡体制を確立するための設備の拡充を図る。

第3節 航空機災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 大阪航空局大分空港事務所の取るべき措置

大分空港事務所は、事故災害が発生した場合、事故に関する情報を収集して状況の把握に努め、事故の発生が空港又は空港周辺地域の場合、国東市、国東市消防本部及び国東市民病院へ通報し、必要な支援活動を求める。

(2) 県（生活環境部）及び県警察本部の取るべき措置

イ 県（生活環境部）は、事故災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、「航空機災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県（生活環境部）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たり、伝達及び広報活動を行うものとする。

ニ 県（生活環境部）及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

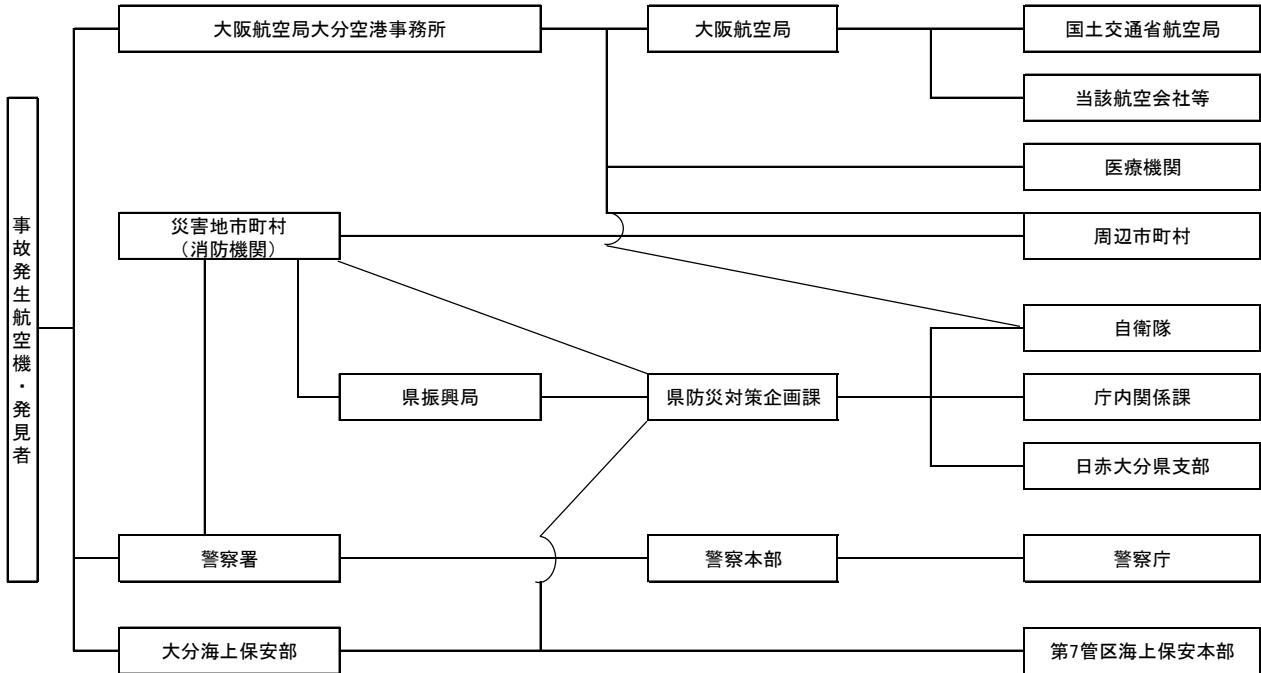
(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(4) 航空機災害情報伝達系統

航空機災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



* 上記の他、大阪航空局大分空港事務所と警察署、国東市消防本部及び大分海上保安部間で通報連絡を行う。

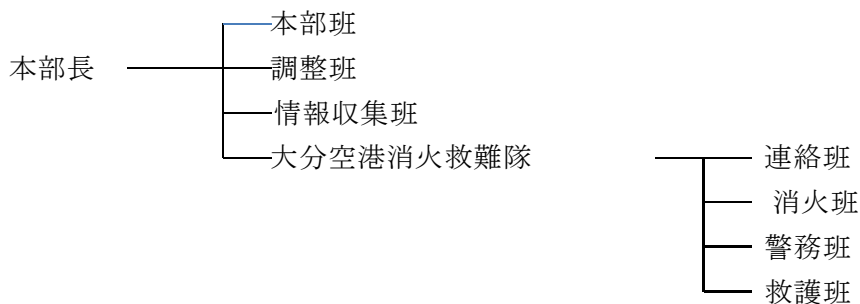
2 活動体制の確立

(1) 航空輸送事業者の活動体制

航空輸送事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 大阪航空局大分空港事務所の組織

航空機事故が発生し、必要な場合、大分空港事務所内に事故対策本部を組織し、迅速・的確に対応する。



(3) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の組織

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(4) 市町村等の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

また、その他の防災関係機関においても、それぞれ事故対策のために必要な組織を確立する。

(5) 相互応援協力

イ 県は、航空機災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 県は、事故対策を円滑に進めるため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

[合同連絡会議出席機関]

・ 県

- ・関係市町村
- ・関係消防機関
- ・日赤大分県支部
- ・大阪航空局大分空港事務所
- ・その他必要と認める関係機関、団体

ハ 県は、地元市町村（消防機関）から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係の指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請するとともに、内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

ニ 市町村は、航空災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めるものとする。

ホ 消防本部は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分は応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(6) 自衛隊の災害派遣

イ 大阪航空局大分空港事務所は、災害の状況により必要と認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

ロ 県は、航空災害が発生し、地元市町村（消防機関）から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(7) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び航空輸送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 大阪航空局大分空港事務所は、大分空港内で航空機事故火災その他の災害が発生した場合には、直ちに大分空港消火救難隊を編成し、被害を最小限に止め、人命の救助に努める。

ロ 航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

ハ 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ニ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。また、地元医療機関等で医療班を組織し、現地で応急措置を施したあと、後方医療機関に搬送する。

- ホ 県は、地元市町村（消防機関）の実施する救急活動について、必要に応じて支援等を行う。
- へ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、住民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

（2）消防活動

- イ 航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。さらに消防力を必要とする場合は、県に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- ハ 県は、地元市町村（消防機関）の実施する消防活動について、必要に応じて支援等を行うとともに、地元市町村（消防機関）から化学消火薬剤等必要資機材の確保について要請を受けたときは、積極的に協力する。
- ニ 県は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする
- ホ 県は、地元市町村（消防機関）から緊急消防援助隊等の応援の求めがあり、県内消防力をもってして対応が不可能と認める場合は、消防組織法第24条の3に基づき消防庁長官に対して緊急消防援助隊等を要請する。
- へ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 航空機災害復旧

1 災害復旧の方針

航空輸送事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする

また、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第4章 海上災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 海上災害予防
- 第3節 海上災害応急対策
- 第4節 海上災害復旧

本県は、瀬戸内海西部に位置し、北は周防灘、東は伊予灘、南は日向灘及び豊後水道により囲まれており、中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の重要港湾やその他の地方港湾がある。これらの港湾には、東九州の玄関口として、阪神方面、中国・四国方面と大分県各港の間に数多くのフェリー航路や旅客航路が開設されている。一方、コンテナ航路として、韓国、中国、香港、台湾、東南アジア等と外貿コンテナ定期航路が、神戸と内貿コンテナ定期航路が、東京・博多及び清水との間に RORO 船航路が、それぞれ大分港大在地区の間に開設されている。

この章は、潜水艦「なだしお」衝突事故、ナホトカ号重油流出事故のように、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物・積荷等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等といった海上災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、地震・津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も、本計画に準ずるものとする。また、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域（特定事業所の区域に限る。）における災害対策については、「大分県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 捜索活動に係る応援要請等
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 消火活動に係る応援要請等
- ワ 広報活動の実施
- カ 被災した公共施設の復旧

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助活動の実施
- リ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施
- チ 被災した公共施設の復旧

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消防活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 関係機関への情報伝達及び協力要請
- ロ 航空機又は巡視船艇の被災海域への派遣並びに被害状況の把握及び結果の分析・評価
- ハ 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送
- ニ 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- ホ 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在泊船舶に対する移動及び誘導
- ヘ 漂流物の除去等船舶航行の安全を図るための必要な措置
- ト 治安の維持
- チ 警戒区域の設定

4 自衛隊

- イ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第4章 海上災害対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- へ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- へ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 海上災害予防

1 海上災害に強いまちづくり

(1) 海上交通の安全のための情報の充実

大分海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 船舶の安全な運行の確保

大分海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。

2 海上災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携し、流出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 啓発活動等の実施

大分海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 海上輸送事業者をはじめとする民間事業者（以下、「関係事業者」という）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。

ロ 県は、迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により、不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

イ 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

イ 関係事業者は、海上保安部、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県及び市町村は、あらかじめ、海上保安部、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

イ 関係事業者の取るべき措置

海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。

ロ 県のとるべき措置

海上災害発生時において、被害の拡大防止を迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について努める。

ハ 沿岸市町村のとるべき措置

(イ) 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ニ 船舶火災予防対策（大分海上保安部、九州運輸局、市町村）

(イ) 海上保安官は、船舶の立入り検査を実施した際、消火設備等の法定品備付け点検を行い、各船に保安措置を徹底させ、特に海難防止強調運動等の期間中には、具体的な指導を実施するものとする。

(ロ) 石油タンカー等危険物品を多量に輸送する船舶等が荷役を行う場合で、防災上特に警戒を要する場合は、当該船舶に対する広報のほか、必要に応じて海上保安官等を派遣して、保安の指導を行うものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

イ 県及び県警察本部のとるべき措置

(イ) 県は、関係機関、関係団体等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、災害時に円滑な協力が得られるよう調整を行う。

(ロ) 県及び県警察本部は、化学消火薬剤等の消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸

着材等の流出油防除用資機材の整備に努めるものとする。

(ハ) 県警察本部は、災害応急活動において使用する警備用装備資機材等の整備に努めるものとする。

ロ 沿岸市町村のとりべき措置

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備に努める。

ハ 消防機関のとりべき措置

海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとする。

ニ 大分海上保安部のとりべき措置

(イ) 資機材の整備

災害応急活動において使用する救難用資機材、消防用資機材及び流出油等防除資機材等の整備について努めるものとする。

(ロ) 流出油防除体制の確立

海上関係機関並びに県内関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、関係機関等が連携して応急活動にあたるよう体制の整備に努めるものとする。

ホ 関係事業者のとりべき措置

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受取人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資機材及び化学消火剤等消火機材の備蓄に努めるものとする。

(6) 流出油災害防止対策（大分海上保安部、九州運輸局、県、市町村）

県・市町村及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物等の予防に必要な以下の対策を図るものとする。

イ 流出油等の危険物の回収・処理に必要な油処理剤、油吸着材並びに吸引ポンプ等の整備

ロ 流出油等の危険物から火災が発生した場合の消火活動や救護活動に必要な化学消防車、放水車、化学消火薬剤、消火器具及び救護車の整備

ハ 流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要なガス漏洩検知設備及び非常通報・通信機器等の整備

ニ 所要の要員の確保、訓練・教育の推進

第3節 海上災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

- イ 県は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「海上災害情報連絡系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- ハ 県は、応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示若しくは要請するものとする。
- ニ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたり、関係機関に伝達する。
- ホ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- ヘ 県は、大分県沖で海上災害が発生した場合又は隣接県沖で海上災害が発生し大分県に影響を及ぼすおそれのある場合は、隣接県等との情報交換等により相互連絡体制をとるものとする。
- ト 県は、漁業無線局において、災害の状況に応じ、帰港、回港等の指導を行う。海上で災害が発生した場合は、付近で操業中の漁船等に災害発生を知らせるとともに、海上保安部と協力し、被害の軽減に努める。

(2) 沿岸市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- イ 沿岸市町村及び防災関係機関は、災害情報の伝達について市町村地域防災計画の定めにより実施するものとする。
- ロ 沿岸市町村及び沿岸消防本部から県への海上災害の緊急連絡は、「第3部 共通する災害応急対策 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(3) 大分海上保安部のとりべき措置

イ 情報収集

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等との密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、情報収集を行うものとする。

ロ 情報の伝達

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、その状況の把握に努めるとともに、「海上災害情報伝達系統」に基づき、関係機関及び関係団体等へ伝達するものとする。

また、調査等により収集した被害情報を県災害対策本部及び関係機関に連絡するものとする。

ハ 船舶等への警報等の伝達・通報

- (イ) 気象、津波、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、航行警報、安全通報等により周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周

知するものとする。

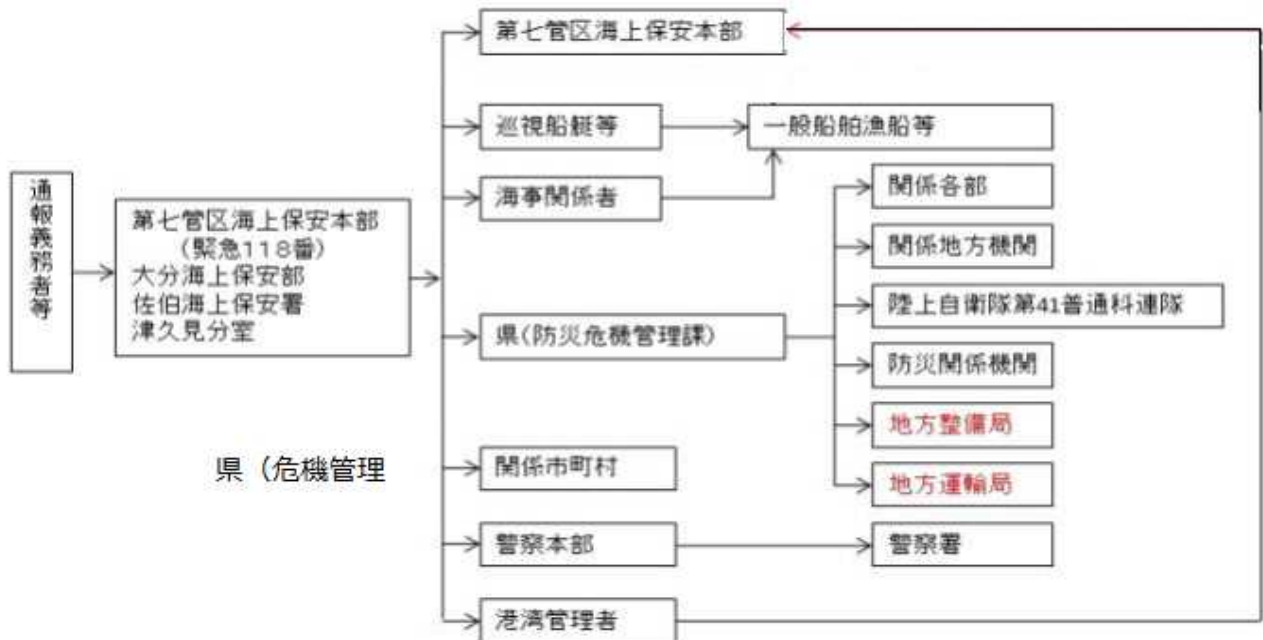
(ロ) 航行障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行うものとする。

(ハ) 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇による巡回等により速やかに周知するものとする。

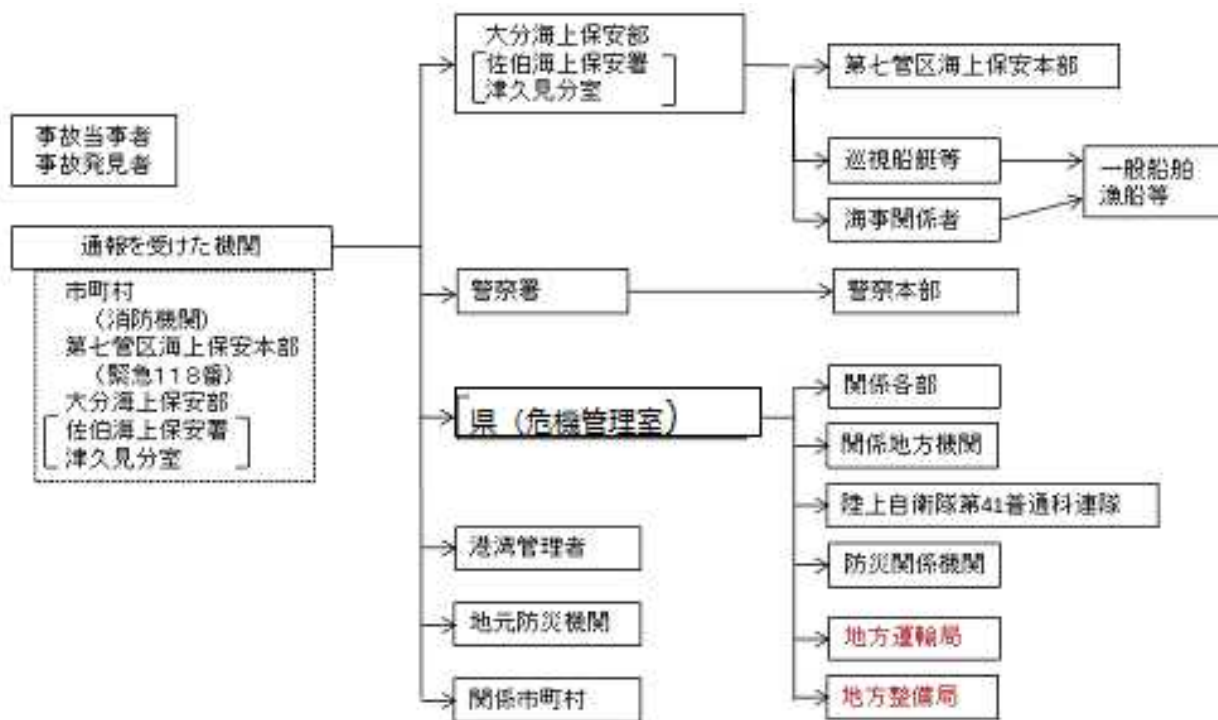
(4) 海上災害伝達系統図

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

イ 海上での災害の場合



ロ 陸上からの災害の場合



2 活動体制の確立

(1) 基本方針

海上災害が発生した場合、大分海上保安部、県、関係市町村及び防災関係機関は、迅速・的確に対処するための活動組織を確立する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、大分海上保安部、県警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 県の活動体制

イ 主管部局

災害の態様により、主管部局は以下のとおり定める。

①人命救助及び消火活動が必要な災害の場合（あわせて、流出油等の拡散防止と除去等の活動が行われる場合を含む。）

生活環境部防災局危機管理室が主管する。

②流出油等の拡散防止と除去が主となる災害の場合

港湾区域の災害の場合は土木建築部港湾課が、漁港区域の災害の場合は農林水産部漁業管理課及び漁港漁村整備課が主管する。なお、港湾区域、漁港区域以外の地点での災害の場合、両部の協議により主管を決定する。

ロ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備及び警戒配備

県は、海上災害が発生し、職員の動員を必要とする場合は、「第3部 共通する災害応急対策計画 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するものとする。

ハ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(ハ) 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

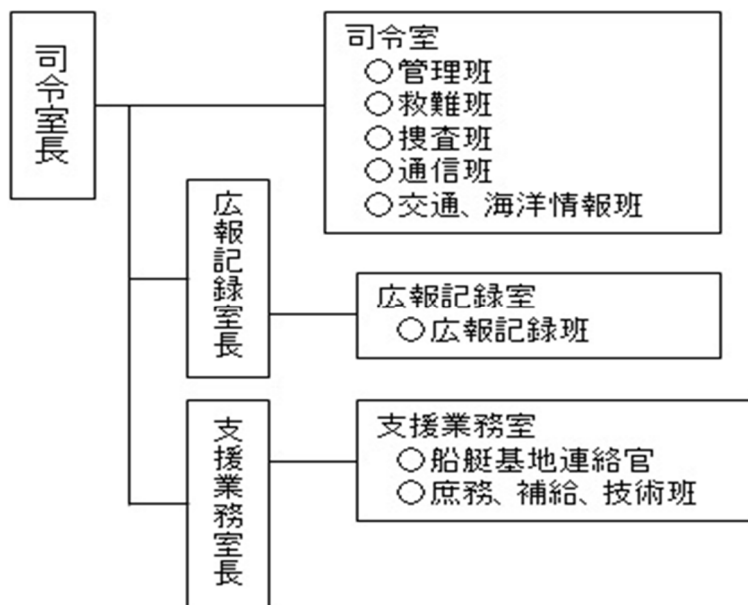
地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

(4) 沿岸市町村の活動体制

沿岸市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じて防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(5) 大分海上保安部の活動体制

大分海上保安部は、災害の状況に応じて速やかに、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な措置をとるものとする。



(6) 相互応援協力

県、関係市町村、大分海上保安部は、海上災害に係る応急対策を円滑にするため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて連絡調整会議を開催し、必要な調整を行う。

イ 県のとるべき措置

県は、大規模な海上災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

また、海上災害を防止するため、備蓄資機材を使用し、又は必要に応じ関係機関に提供するものとする。防除活動により備蓄資機材が不足するときは、隣接県に対し、協力要請を行うものとする。

ロ 市町村のとるべき措置

市町村は、海上災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

また、大分海上保安部、県等関係機関との連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

ハ 消防本部のとるべき措置

消防本部は、海上災害の規模が当該市町村では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部より「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

ニ 大分海上保安部のとるべき措置

(イ) 応援要請等

必要に応じて第七管区海上保安部、その他の海上保安機関に応援を要請するとともに、県警察、沿岸市町村、消防機関、自衛隊及び関係団体等に協力を要請するものとする。

(ロ)関係機関等への支援活動

①緊急輸送

県、市町村等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めるときは、航空機及び巡視船艇により輸送を行うものとする。

②物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、災害救助用物品を被災者に対し無償貸し出し又は譲与するものとする。

③県及び関係市町村等の応急対策への支援

県及び関係市町村等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての巡視船艇の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。

ホ 関係事業者の取るべき措置

関係事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(7) 自衛隊の災害派遣

イ 県のとるべき措置

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれのある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するため市町村から要請があり、かつ必要と認める場合には、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

ロ 大分海上保安部のとるべき措置

海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請手続きをするものとする。

(8) 災害広報

イ 防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対して周知を努めるものとする。

対 象 船 舶	機 関 名	周 知 方 法
港 内 船 舶	大分海上保安部 佐伯海上保安署 津久見分室 関係警察署 海事関係者	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話 拡声器による放送 船舶電話、無線通信
	大分海上保安部 佐伯海上保安署	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話

上記以外の船	津久見分室 第7管区海上保安本部 海事関係者	無線通信 船舶電話、無線通信
--------	------------------------------	-------------------

ロ 防災関係機関は、相互に協力して、流出油等が漂着又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、次の区分により周知させる。また、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町村（消防機関） 関係警察署 大分海上保安部	広報車からの放送等 " 巡視船艇からの放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

また、大分海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、沿岸市町村、県警察本部、大分海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行い、負傷者の搬送にあたるものとする。また、市町村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、大分海上保安部と連携し、航空機、警備艇等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

ニ 大分海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索活動及び救助活動を行うものとする。さらに、状況によっては関係機関に対して陸上での救助活動を要請する。

ホ 日本赤十字社大分県支部は、関係機関と連絡をとり、負傷者の救護を行うものとする。

(2) 消火活動

イ 消防機関、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 大分海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

ハ 消防機関は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させる。

火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、大分海上保安部と密接に連携して消火活動を行うものとする。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。また、市町村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ニ 県は、市町村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ホ 被災地以外の市町村は、被災地市町村から要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ヘ 大分海上保安部

(イ) 船舶火災又は流出油火災が発生したときは、当該船舶が保有する消火機材を有効に活用するよう指導するとともに、速やかに巡視船艇等によりその消火を行ない、必要に応じて6に記述する流出油対策を実施し燃焼海面の拡大防止に努める。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請するものとする。

(ロ) 陸上からの消火活動が可能と認められる場合は、消防機関に対し協力を要請する。

(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難指示等を行うものとする。

4 海上交通の確保（大分海上保安部）

(1) 海上交通の確保

海上災害の現場付近における船舶の航行の安全確保に努める。

必要があるときは、巡視船又は曳船等により遭難船を遭難海域から他の安全海域へ移動させる。

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に運行できるよう努めるものとする。

(2) 危険物の保安措置

イ 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。

ロ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行うものとする。

ハ 危険物施設については、危険物流出等の事故防止するために必要な指導を行うものとする。

(3) 警戒区域の設定

イ 生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対

し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

ロ 警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村にその旨通知するものとする。

(4) 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、必要な措置を講じる。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急措置

(1) 県のとるべき措置

イ 県

(イ) 県保有備蓄資機材の使用

海上災害の拡大を防止するため、県保有備蓄資機材を使用し、必要に応じて関係機関に提供するものとする。

(ロ) 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

ロ 県警察本部

(イ) 油等の大量流出等が発生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(ロ) 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、警備船艇等による人命救助、災害危険区域内の住民に対する避難の指示及び誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制、人身の安定を図るための広報活動等を行うものとする。

(2) 市町村のとるべき措置

イ 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するために、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

ロ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

ハ 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、関係市町村は、防除活動の調整に参画するものとする。

ニ 漂着油等の応急処理

避難船関係者の要請に基づき、漂着油等の除去に協力する。漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれのある場合は、所要の措置を講じる。

ホ 住民に対する広報

流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

ヘ 避難の指示

流出油による火災が沿岸に及ぶおそれがある場合は、避難の指示を行う。

(3) 消防本部のとりべき措置

イ 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の警戒に当たるものとする。

ロ 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

ハ その他の応急措置

市町村長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

(4) 大分海上保安部のとりべき措置

イ 大分海上保安部長は、危険物等が海上に流出した場合、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の1～5」に該当する者に対し、防除のために必要な措置をとるよう指導し、対応が不十分と認められれば、講ずべき措置をとるよう命じるものとする。

ロ 大分海上保安部長は、大量の危険物等の流出があった場合、緊急に危険物等の防除のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該措置を講じる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じ、又はその海域を航行する船舶の航行を制限するものとする。

ハ 大分海上保安部長は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2」の規定により、特に必要と認めるときは、関係行政機関（九州地方整備局、海上自衛隊、県、県警等）の長に対し、政令で定めるところにより、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

この場合において、第七管区海上保安本部は、関係機関の油防除能力を勘案の上、出油状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

(5) 原因者等のとりべき措置

海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者（事故を起こしたタンカーの船長及び船舶所有者又は事故を起こした陸上施設の管理者）等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

イ 事故の発生を直ちに所轄海上保安部署に通報

ロ オイルフェンスの展張、油吸着剤及び油処理剤等による流出油の拡散防止又は化学処理

ハ 船体又は貯油施設等の損傷箇所の応急処理並びに油の移し替え

ニ 流出油による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜き取りを行う。

また、事故船舶が陸地に近いとき又は荒天により積油の抜き取りが困難な場合は、直接輸送管をもって抜き取りを行う。

ホ 火災等二次災害発生の防災

(6) 関係団体等のとるべき措置

イ 流出油等の防除

大分県漁業協同組合連合会等の対策協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するとともに、大分海上保安部の指導のもとに防除活動等に協力するものとする。

ロ 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する大分県中北部沿岸海域災害対策協議会などの関係団体、関係事業者は、大分海上保安部をはじめ関係行政機関から協力要請があった場合は、協力するよう努めるものとする。

7 ボランティアとの連携

県、市町村等は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう「第3部 第2章 第12節 ボランティアとの連携」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

8 二次災害の防止（大分海上保安部）

大分海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする

第4節 海上災害復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第5章 大規模な火災対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 大規模な火災予防
- 第3節 大規模な火災応急対策
- 第4節 大規模な火災復旧

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第5章 大規模な火災対策

この章は、大阪法善寺横町火災、ホテルニュージャパン火災のように、木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「大分県地域防災計画 風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 火災に強いまちづくりの推進
- ロ 防災空間の整備
- ハ 出火予防対策の推進
- ニ 延焼予防対策の推進
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実
- ト ヘリコプター受援体制の充実強化
- チ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- リ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヌ 情報の収集・連絡
- ル 活動体制等の確立
- ヲ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ワ 救助・救急活動に係る応援要請等
- カ 医療救護活動の実施、応援要請等
- コ 消火活動に係る応援要請等
- ク 施設及び設備の応急復旧
- ケ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 火災に強いまちづくりの推進
- ロ 防災空間の整備
- ハ 出火予防対策の推進
- ニ 延焼予防対策の推進
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第5章 大規模な火災対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- ト 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 施設及び設備の応急復旧
- ヲ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 出火予防対策の推進
- ロ 延焼予防対策の推進
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ 防災無線の習熟
- ヘ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡、避難誘導等
- チ 活動体制等の確立
- リ 救助・救急活動の実施
- ヌ 消火活動の実施
- ル 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 火災気象通報の実施
- ロ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の参加または協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保

4 自衛隊

- イ 大規模な火事を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等

チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 大規模な火災予防

1 災害に強いまちづくりの形成

(1) 災害に強いまちの形成

県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

イ 市街地の整備

県及び市町村は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

ロ 防災空間の整備

県及び市町村は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的配置を行うとともに、難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分に幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

ハ 建築物の不燃化の促進

県及び市町村は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に考慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

イ 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

ロ 建築物の防火管理体制

県、市町村、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的被害を最小限度にとどめるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第3節 防災教育」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

ハ 建築物の安全対策の推進

(イ) 県及び市町村は、特殊建築物の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

(ロ) 消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

(3) 大規模な火災防止のための情報の充実

県及び市町村は、大規模な火災防止のため、大分地方气象台と連携のうえ、特別警報、警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 災害に強いまちづくりの形成

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災教育

県、市町村及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の強化

イ 県、市町村及び防災関係機関は、大規模な火災における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 県のとるべき措置

大規模な火災発生時において、消防活動が迅速かつ確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ロ 市町村のとるべき措置

- (イ) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (ロ) 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- (ハ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

市町村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃からの住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 大規模な火災応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

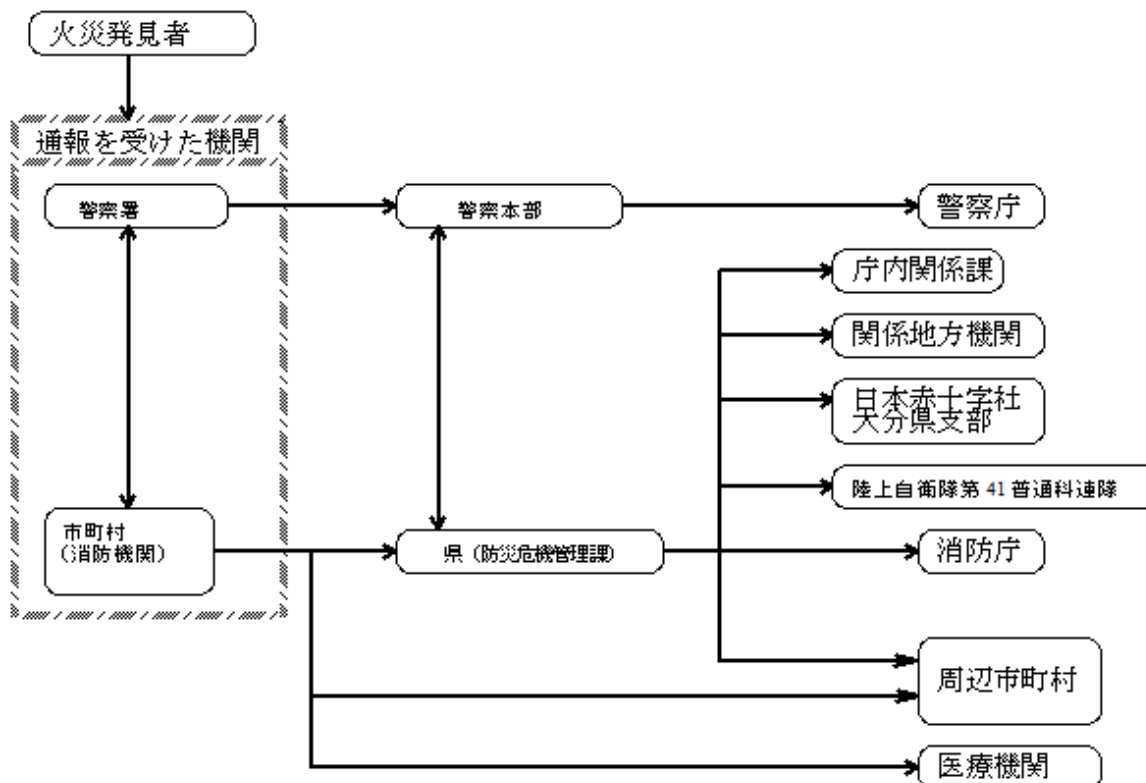
- イ 県は、大規模な火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火災情報伝達経路図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。
- ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被災状況の把握を行うものとする。

(2) 市町村及び防災関係機関がとりべき措置

- イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- ロ 市町村及び消防本部から県への大規模な火災の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4章 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(3) 大規模火災伝達系統図

大規模な火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 事前配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 災害対策本部

災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ハ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ロ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ハ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

イ 県は、大規模な火災が発生し、市町村からの応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

ハ 消防本部は、火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認め

られる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な火災が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(5) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火災の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

(6) 要配慮者対策

県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 県は、市町村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ハ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

市町村等のとるべき措置

大規模な火災により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 大規模な火災復旧

- 1 県、市町村及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第6章 林野火災対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 林野火災予防
- 第3節 林野火災応急対策
- 第4節 林野火災復旧

本県の県土の大半は山地で、林野面積が70%を占めている。また、県土の約3割が自然公園でもある。林野のほとんどは林木の生産を目的とする林地で、ほとんどが針葉樹林と広葉樹林からなる。日田盆地、耶馬溪付近や宮崎県境付近では針葉樹林が多い。

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

この章は、火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ト 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- チ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- リ 情報の収集・連絡
- ヌ 活動体制等の確立
- ル 緊急輸送活動の支援及び調整
- ヲ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ワ 医療救護活動の実施、応援要請等
- カ 消火活動に係る応援要請等
- ヨ 二次災害の防止
- タ 広報活動の実施
- レ 被災施設の復旧等

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- ニ 消防体制の整備
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第6章 林野火災対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- ト 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 二次災害の防止
- ヲ 広報活動の実施
- ワ 被災施設の復旧等

(2) 消防本部

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 消防体制の整備
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実
- ト 防災無線の習熟
- チ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- リ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヌ 活動体制等の確立
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州森林管理局（大分西部森林管理署、大分森林管理署）

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡、避難誘導等
- チ 活動体制等の確立
- リ 二次災害の防止
- ヌ 広報活動の実施
- ル 被災施設の復旧等

(2) 福岡管区气象台（大分地方气象台）

- イ 火災気象通報の実施
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 林野火災予防

1 林野火災に強いまちづくり

林野火災予防対策の基本方針

市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

県及び市町村は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

県及び市町村は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、市町村防災行政無線等を利用し、大分地方気象台と連携のうえ、特別警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 林野火災に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団体等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

イ 県は、大分県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

ロ 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査励行をし、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

ハ 九州森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識版、警報旗及びポスター等によって、森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア活動等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に

努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

- ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 県のとるべき措置

- (イ) 県は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援をおこなうものとする。
- (ロ) 県は、林野火災用消防資機材を整備するものとする。

ロ 市町村のとるべき対策

- (イ) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識版、警報機等の防火施設の整備を推進するものとする。
- (ロ) 「消防力の基準」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- (ハ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ハ 九州森林管理局のとるべき措置

- (イ) 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。
- (ロ) 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。
- (ハ) 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

第3節 林野火災応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

イ 県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

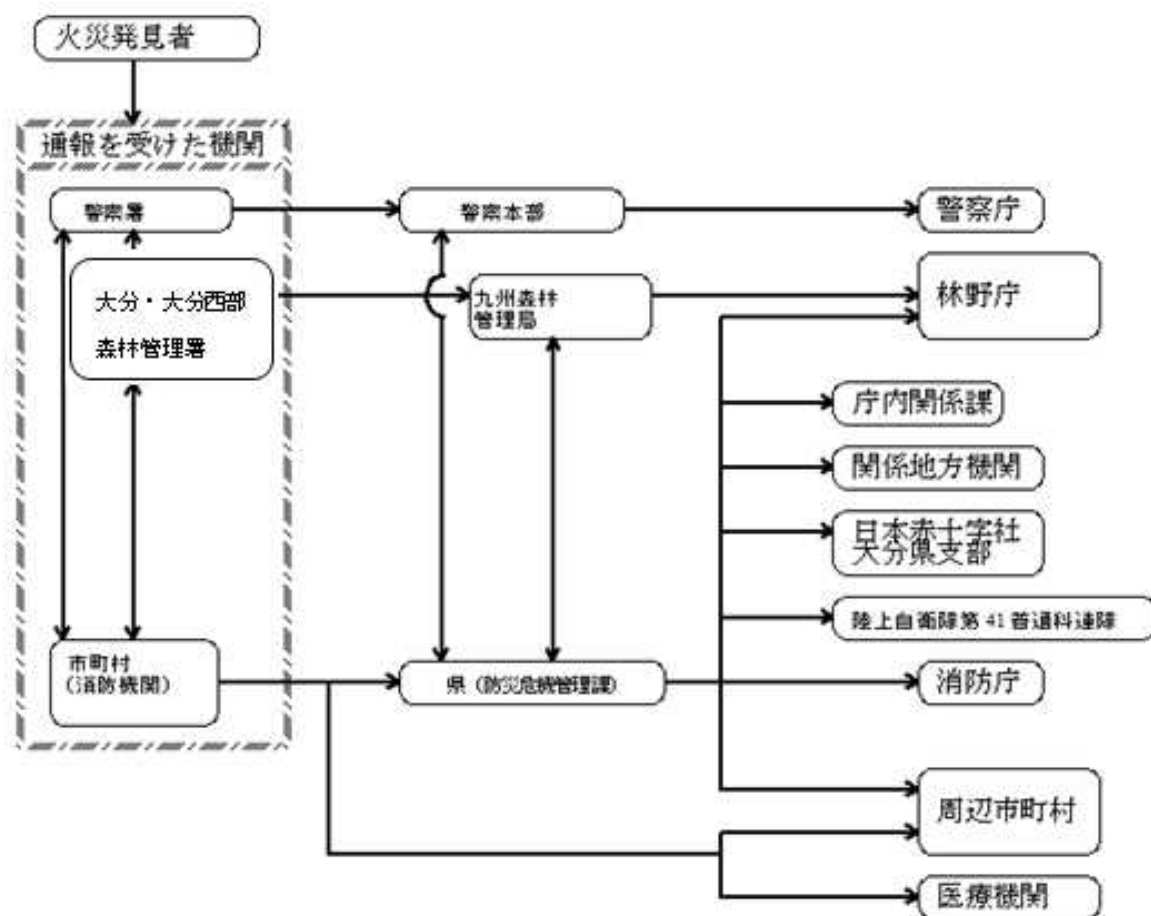
(2) 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(3) 林野火災情報伝達系統図

林野火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示するものとする。

ロ 市町村は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実

施するものとする。

- ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ハ 県警察本部は、消防機関等の防災機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、住民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

(イ) 出動部隊の出動区域

(ロ) 携行する消防機材及びその他の器具

(ハ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

(ニ) 応援部隊の終結場所及び誘導方法

(ホ) 応急防火線の設定

(ヘ) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

(ト) 交代要員の確保

(チ) 救急救護対策

(リ) 住民等の避難

(ヌ) 空中消火の要請

(ル) 空中消火資機材の手配及び消火体制

- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある市町村は、県知事に空中消火活動の要請をすることができる。
- ニ 災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ「林野火災空中消火の手引き」等に定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
- ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。
また、保有する林野火災用消防資機材を市町村等へ貸し付けるものとする。
- ヘ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- ト 九州森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

(1) 市町村等のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全

を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 森林内の滞在者

市町村、消防本部等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

6 二次災害の防止

(1) 県、国及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、必要に応じて国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

(3) 市町村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第4節 林野火災復旧

- 1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。
- 2 県及び市町村は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

I 放射性物質事故対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 放射性物質事故予防
- 第3節 放射性物質事故応急対策
- 第4節 放射性物質事故復旧

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

I 放射性物質事故対策

この章の「I 放射性物質事故対策」については、茨城県東海村の臨界事故のように、放射性物質の漏洩等による多数の死傷者等が発生した、又は発生するおそれがある場合といった放射性物質事故災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

なお、本県で、放射性物質を使用している事業所は、メーカーの工場、医療機関等である。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県防災情報システムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制等の確立
- リ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 施設及び設備の応急復旧

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
I 放射性物質事故対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 災害の拡大防止活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消火活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保
- ハ 救助・救急活動の支援
- ニ 消火活動の実施

4 自衛隊

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 放射性物質事故予防

1 放射性物質の安全性の確保

(1) 放射性物質に対する保安対策

放射性物質を使用する建築物等において、地震、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該施設の関係者は直ちにその旨を消防本部、又は消防署、若しくは消防法第24条の規定により、市町村長の指定した場所に通報する。

なお、特に必要がある場合、通報を受けた者は県に報告する。

また、地震、火災その他の災害のため放射性物質を他の場所に移した場合には、その周辺に、なわ張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の者が立入ることを禁止する。

(2) 放射性物質使用施設の安全性の確保

放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者（以下この節において「事業者」という。）は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(4) 避難訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより放射性物質事故を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(5) 防災知識の普及・啓発

県、市町村及び消防関係機関は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(6) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県防災情報システムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に

対応した通信機器の整備に努めるものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、「風水害等対策編 第2部第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ニ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

イ 事業者の取るべき措置

放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県の取るべき措置

放射性物質事故災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村の取るべき措置

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行うものとする。

第3節 放射性物質事故応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。従って被害を最小限に止めるため次のことの周知を図る。

- (イ) 放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。
- (ロ) 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい）する。
- (ハ) 飲料水に対する対策としては、天水飲用者は特に降り始めの雨水を用いないこと。また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30cm以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸には蓋をし、河川水はろ過して使用する。

(2) 事業者の採るべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 県及び県警察本部の採るべき措置

- イ 県は、放射性物質事故災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 放射性降下物を測定する資機材を有する機関（以下「測定機関」という）から、人体等に影響があると思われる放射性降下物（雨及び塵中）の降下量に関する通報があった場合、県（福祉保健部）又は警察機関は必要に応じ、報道機関を通じて一般に周知する。
- ハ 放射性降下物の量がさらに増大し、その危険性が高いと思われる場合、県は測定機関等と共同して積極的に報道機関等を通じて一般に周知する。

この場合、県は測定機関の依頼に基づく飲食物の生産流通の管理、指導並びに助成等の措置を講ずる。

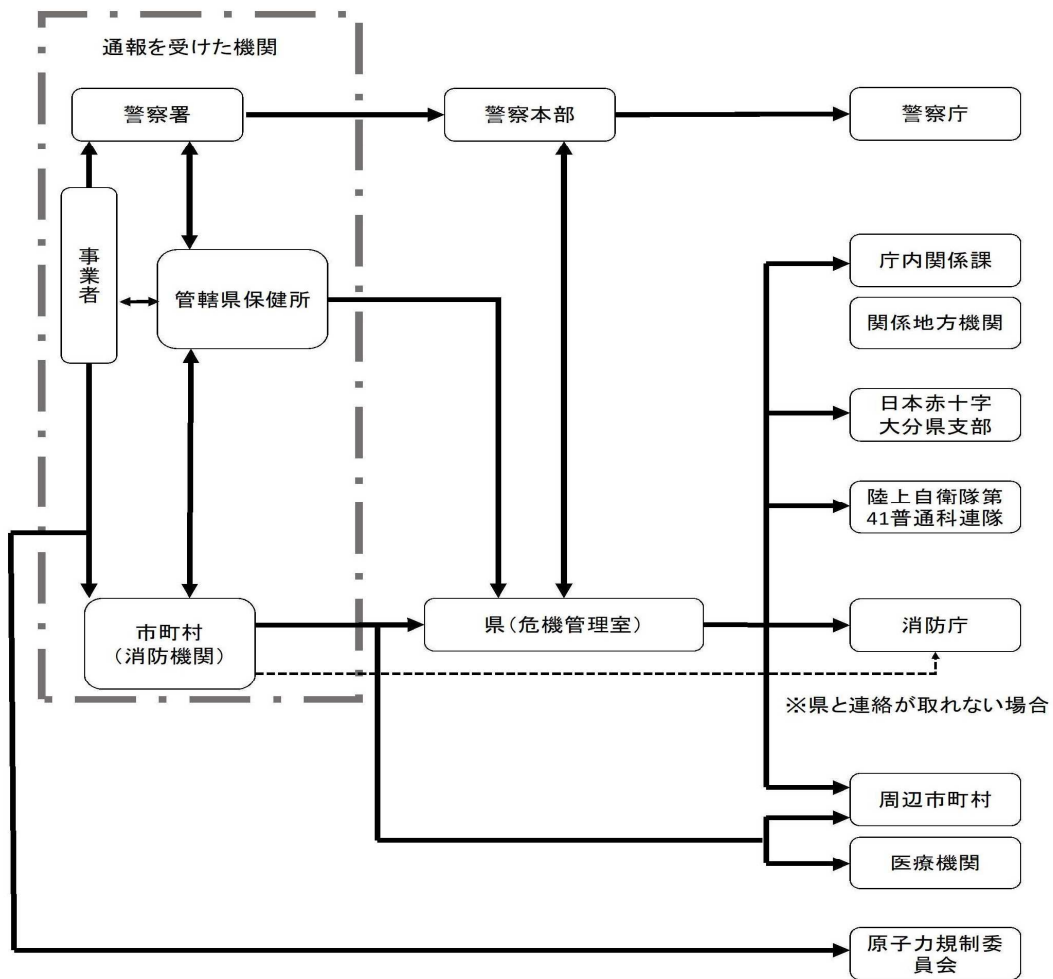
- ニ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- ホ 県は、国や専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。
- ヘ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。
- ト 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターにより上空からの被害状況の把握を行うものとする。

(4) 市町村及び防災関係機関のとるべき措置

- イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- ロ 市町村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。
- ハ 測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）又は警察機関に通報するものとする。
- ニ 大分地方気象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

(5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図

放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
I 放射性物質事故対策
第3節 放射性物質事故応急対策

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第7節 広域応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 県は、放射性物質事故災害の状況によっては、消火活動等において放射線の専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

ハ 市町村は、放射性物質事故災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めるものとする。

ニ 消防本部は、放射性物質事故災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
I 放射性物質事故対策
第3節 放射性物質事故応急対策

施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ホ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検及び応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、市町村、消防機関のとるべき措置

県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

ロ 県は、市町村等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ハ 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関に

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
I 放射性物質事故対策
第3節 放射性物質事故応急対策

よる応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」に基づき、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

6 避難誘導

市町村は、放射性物質事故により住民等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」の定めにより、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

放射性物質事故に従事した防災業務関係者が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第4節 放射性物質事故復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

Ⅱ 原子力災害対策

- 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 被害想定
- 第3節 原子力発電所事事故事前対策
- 第4節 原子力発電所事故応急対策
- 第5節 原子力災害中長期対策

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策

この章の「Ⅱ 原子力災害対策」は、近隣の原子力発電所施設の過酷事故による原子力災害に対して、県民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本県における原子力防災の基本的事項を定めるもので、各関係機関はこれに基づき実施要領などを定め、具体的に対策を推進していくものとする。

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県防災情報システムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制等の確立
- リ 屋内退避・避難体制の構築
- ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ル 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヲ 医療救護活動(安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等)の実施、応援要請(DMAT)等
- ワ 県外避難者の受入体制の構築
- カ 食品検査体制の整備
- コ 広報活動の実施

(2) 警察本部(公安委員会)

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 交通規制措置の実施
- リ 救助活動の実施
- ヌ 犯罪予防等社会秩序の維持
- ル 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災行政無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策
第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 警戒区域の設定
- チ 屋内退避・避難体制の構築
- リ 災害の拡大防止活動の実施
- ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整
- ル 広報活動の実施
- ヲ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ワ ヘリコプター受援体制の充実強化

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災行政無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 救助・救急活動の実施
- チ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- ハ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ニ 海上における救助・救急活動の支援
- ホ 緊急時、海上モニタリングの支援

(2) 大分地方気象台

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (3) 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 救護班の派遣命令等
- ニ 救援物資の配布等

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

Ⅱ 原子力災害対策

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

ホ 関係団体への啓発

(2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会

イ 情報の収集・連絡体制の強化

ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

ハ 医療救護活動(避難退域時検査含む)実施への協力

ニ 医療従事者への啓発

第2節 被害想定

この章の「II 原子力災害対策」の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

1 本県周辺地域に立地する原子力発電所

〈対象となる原子力発電所〉

令和3年4月1日現在

発電所名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	約 45 k m		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	H28.5 運転終了	H30.5 運転終了	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	H27.4 運転終了	H31.4 運転終了	運転中	運転中

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市	
距離	約 155 k m	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11
備考	運転中	運転中

2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね30kmを目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。

本県は、近傍の原子力発電所（伊方発電所）から最短で約45kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を検討していくものとする。

第3節 原子力発電所事故事前対策

本節については、原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「Ⅰ 放射性物質事故対策・第2節放射性物質事故予防」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備（危機管理室）

（1）立地県、原子力事業者等との連携

県は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、平時から立地県及び原子力事業者と連携を確保し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、県内市町村、消防本部等防災関係機関と情報共有するため情報連絡体制の充実を図るものとする。

また、情報の収集と連絡に関する要領（情報の内容とその手段等）を定め、防災関係機関等に周知するものとする。

（2）専門家との連携

県は、放射性物質、原子力防災等に精通する専門家との連携を密にし、平時から本県における原子力防災に関する助言を受けられるよう努めるものとする。

（3）事前情報の分析・整理

県、市町村は、防災関係機関及び国、立地県、原子力事業者と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

○整理すべき資料の例

- ・人口、世帯数（原子力発電所施設との距離別、方位別、要配慮者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- ・一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ・避難所及び屋内避難に適するコンクリート建物に関する資料
- ・配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む））
- ・周辺地域の気象資料
- ・平常時環境放射線モニタリング資料
- ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・防護資機材の備蓄状況等

2 モニタリング体制の整備（環境保全課、食品・生活衛生課）

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。

（1）環境放射線モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響

を把握するため、平常時から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めるものとする。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974）
- ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市鶴望 2851-1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番）

また、今後示される原子力災害対策指針の検討結果と隣接県の設置状況を踏まえて、配置状況を含め、その整備のあり方等を検討していく。

（2）緊急時モニタリング実施体制の整備

イ 県は、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等に基づき緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、必要な設備、機器の整備に努めると共に必要な要員及びその役割等の実施要領をあらかじめ定めるものとする。

また、食品の安全性を確認するため、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠として、食品の放射性物質検査の実施要領をあらかじめ定めるものとする。

ロ 県は、モニタリング要員の育成と技術の習熟を図るとともに、専門機関等との連携により緊急時モニタリングが迅速に実施できる体制を確保するものとする。

3 住民の屋内退避・避難体制の整備（危機管理室）

（1）屋内退避・避難体制の構築

市町村は、防災関係機関等と連携して、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。

また、県は、原子力災害により立地県から本県への住民避難も想定されることから、立地県等と調整の上、受入体制を構築していくものとする。

（2）避難所等の確保・整備

市町村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

県は、市町村に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

(3) 住民等への情報伝達・周知体制

- イ 県は、ホームページや報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ等の広報媒体の活用による住民への広報体制の整備を行う。
- ロ 市町村は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、感染症対策課、医療政策課、薬務室）

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期原子力災害医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

- (1) 県及び市町村は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。
また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。
- (3) 医療機関は、原子力災害医療の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力するものとする。
- (4) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため住民用の安定ヨウ素剤を備蓄するものとする。加えて乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な調剤用機材等の資機材等を整備する。
また、県及び市町村は、住民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室）

県は、国、立地県、市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発に関し、必要な助言等を行うものとする。

- イ 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。
- ロ 原子力災害とその特性に関すること。
- ハ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ニ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ホ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- ヘ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。
- ト その他原子力防災に関すること。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

Ⅱ 原子力災害対策

第3節 原子力発電所事故事前対策

6 原子力防災に関する研修及び訓練（危機管理室、感染症対策課、医療政策課、薬務室）

県は、防災業務に従事する関係機関の職員に対する研修を実施するとともに、市町村、防災関係機関及び立地県と連携して、原子力防災に関する訓練を実施する。

第4節 原子力発電所事故応急対策

本節については、原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「I 放射性物質事故対策・第3節放射性物質事故応急対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1 情報の収集・連絡活動

(1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡(総合調整室情報収集班・応急対策調整班)

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地市町村において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却材の漏洩、 ・給水機能の喪失、 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失 (30分以上) ・原子炉冷却機能の喪失 等
全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/hが10分以上継続 等

県は、立地県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、次図の通報連絡システムにより、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

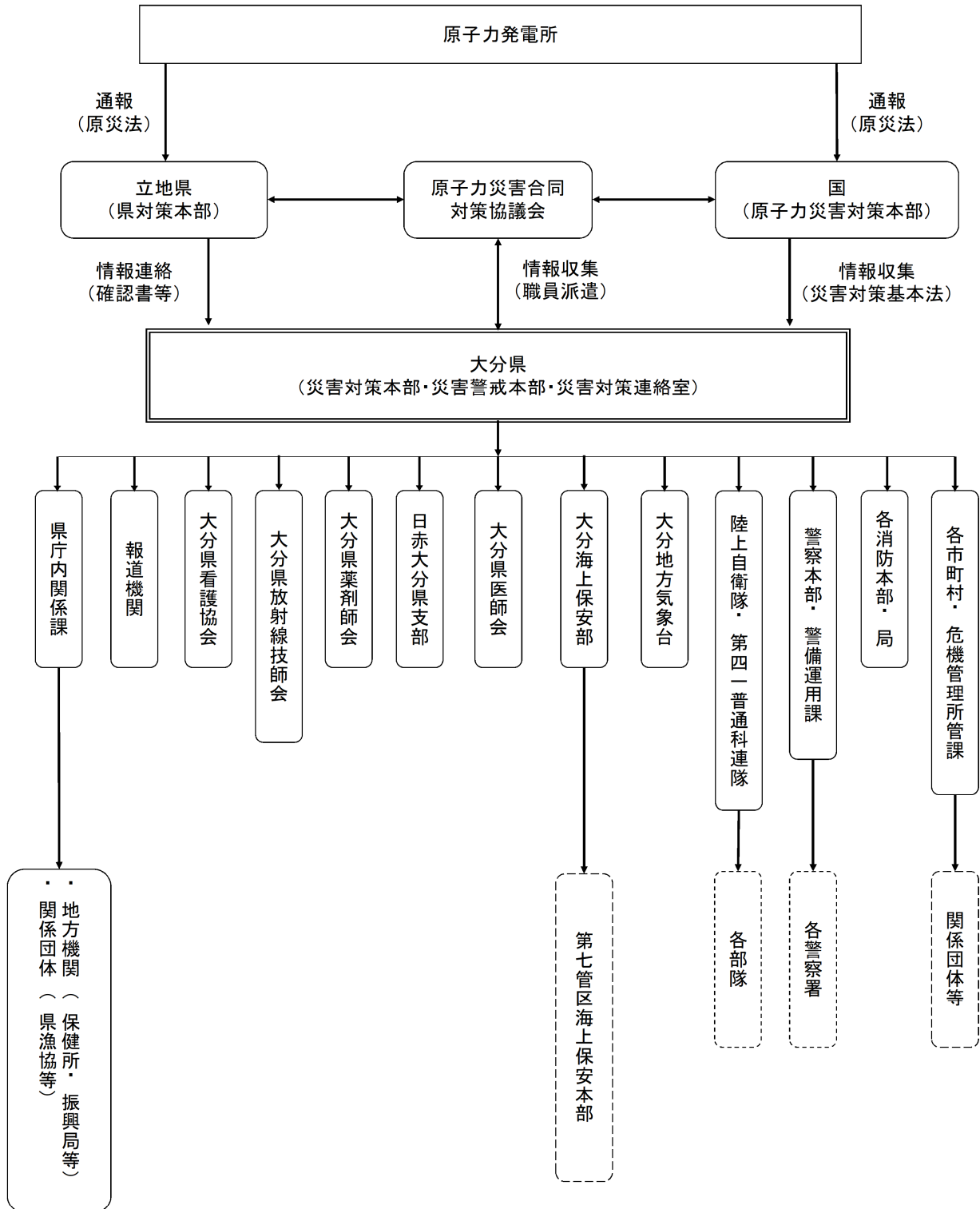
なお、立地県等と相互の連絡を密にし、通報以降も環境放射線モニタリング情報、事故情報、避難状況、医療活動等の応急対策活動の状況等について、継続的に情報収集を行うものとする。

(2) 立地県への職員の派遣(総合調整室)

県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努めるものとする。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

■ 情報連絡系統



・原災法:「原子力災害対策特別措置法」
 ・確認書等:「愛媛県と大分県との確認事項について」等

2. 住民等への情報伝達(総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班)

(1) 住民等への情報伝達活動

県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

イ 情報伝達等に当たっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

ロ 公表内容や時期については、立地県及び原子力災害合同対策協議会と連絡を密にし、協議のうえ県内の防災関係機関と相互に連携を図り実施する

(2) 情報伝達の内容

イ 事故、災害等の概況

ロ 災害応急対策の状況(県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等)

ハ 災害対策本部等の設置

ニ 災害応急対策において住民が実施すべき事項

ホ 不安解消のための住民への呼びかけ

ヘ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

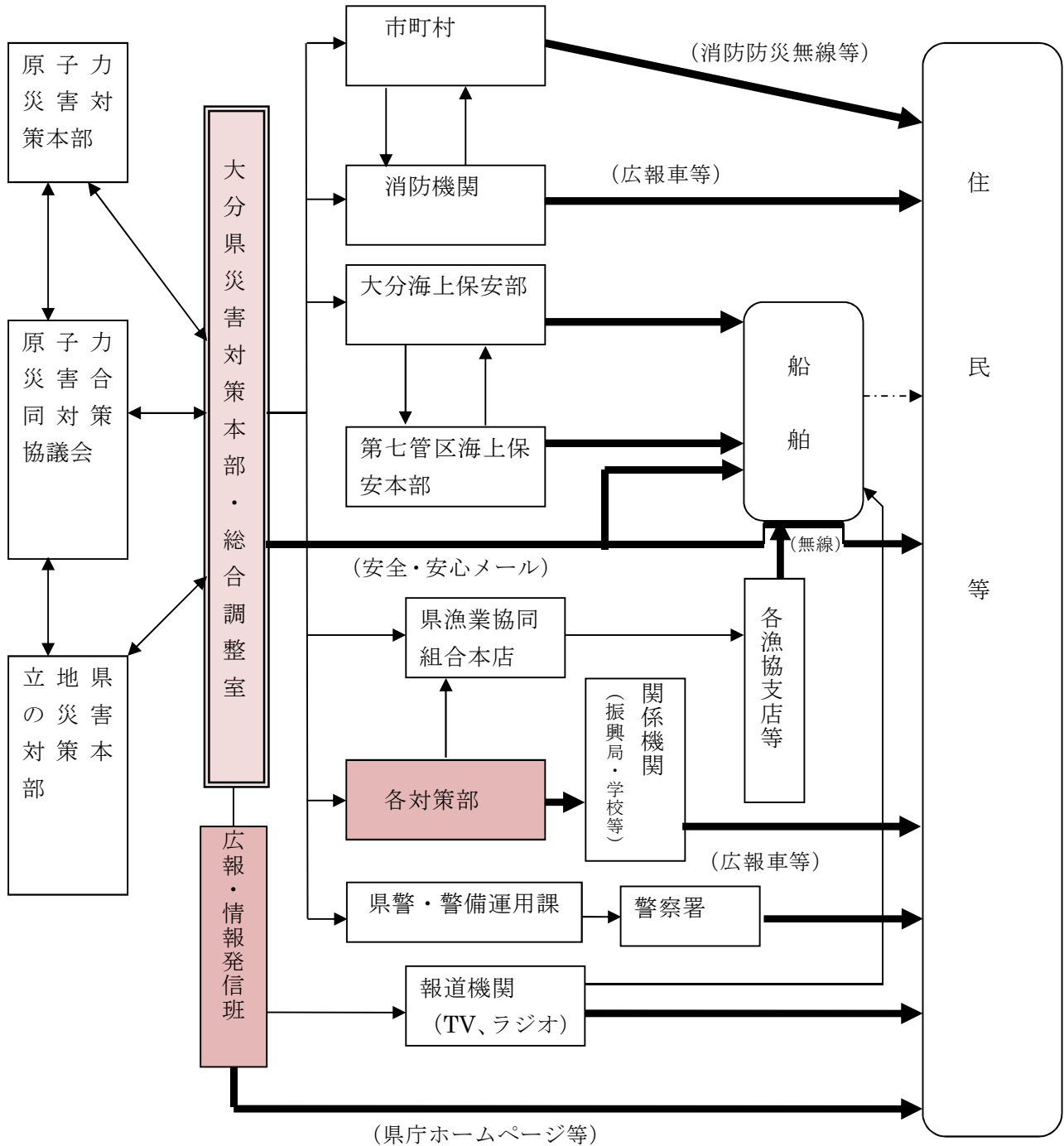
(3) 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達に当たっては、ホームページ、防災情報提供メール(県民安全・安心メール含む)、SNS、広報車、同報無線、CATV、広報誌等の伝達手段のほか放送事業社、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施する。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

(住民への情報伝達・広報系統図)



(4) 住民問い合わせ窓口の設置(総合調整室情報収集班)

県は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、市町村及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が大分県に及んだ場合又は、そのおそれの

ある場合は、健康相談を含む住民相談窓口又は総合相談窓口を設置する。

3 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部等

県は、下表の設置基準により、本編第3部第2章第1節の「組織」のとおり、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

なお、原子力災害発生時の特有の応急対策業務として、放射性物質拡散の県内への環境影響を評価するための環境放射線モニタリング、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査等の原子力災害医療及び飲食物の検査等の防護措置を実施する必要がある。

このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、食品・生活衛生課、危機管理室等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。

また、放射線防護の措置等を行うため、下記の組織を編成する。

<モニタリングチーム>

原子力災害対策班は、その指示により空間放射線量率等を測定、分析するため、環境保全課、保健所、衛生環境研究センター、市町村職員等で構成するモニタリングチームを組織する。

<医療チーム>

安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、福祉保健医療部医療活動支援班において医療チームを組織する。

<検査チーム、簡易除染チーム>

一時移転の指示が出された区域から避難する住民への避難退域時検査、除染を行うため、福祉保健医療部福祉保健衛生班において検査チーム及び簡易除染チームを組織する。

ロ 地区災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときには、地震津波対策編及び風水害対策編に準じて、地区災害対策本部を設置する。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

ハ 県警察の体制

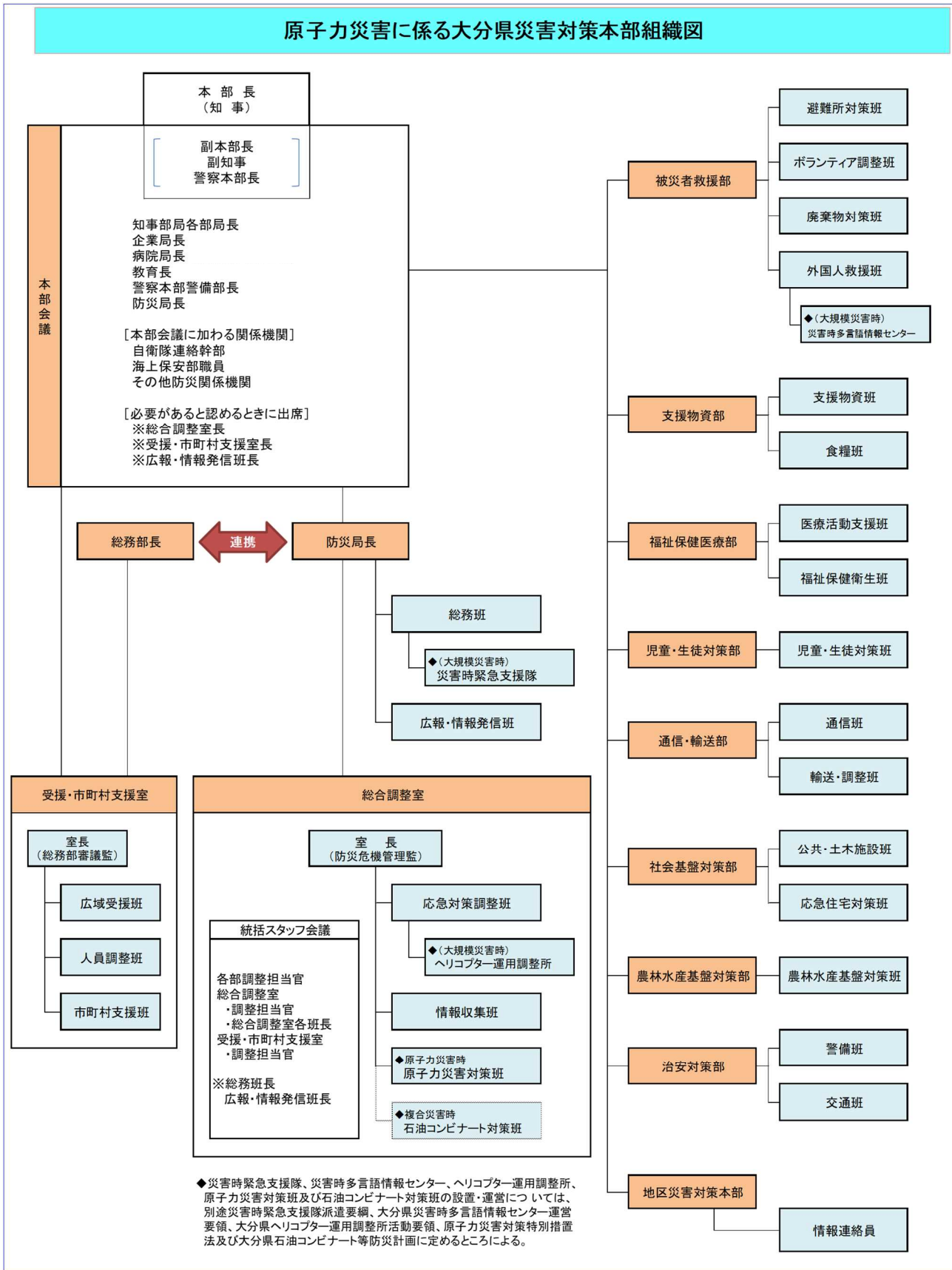
突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

体制区分	設置基準	体制の概要
災害対策連絡室	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時)	・情報収集及び応急対策の準備を行う体制。
災害警戒本部	・近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生したとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。 (施設敷地緊急事態発生時)	・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。
災害対策本部	・近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

原子力災害に係る大分県災害対策本部組織図



◆災害時緊急支援隊、災害時多言語情報センター、ヘリコプター運用調整所、原子力災害対策班及び石油コンビナート対策班の設置・運営については、別途災害時緊急支援隊派遣要綱、大分県災害時多言語情報センター運営要領、大分県ヘリコプター運用調整所活動要領、原子力災害対策特別措置法及び大分県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班)

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ（概ね30km）圏域内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。また市町村はその実施に協力するものとする。

(1) 警戒事態・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合(災害対策連絡室・災害警戒本部の体制時)

県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地内緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。

(2) 全面緊急事態後の対応(災害対策本部の体制時)

県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、あらかじめ定めた実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

また、県は、国及び立地県による緊急時モニタリングの結果(空間放射線量率)及びその評価に関する情報を収集し、その内容を市町村、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ連絡するものとする。

イ 空間放射線量率の測定

屋内退避・一時移転及び飲食物・地域製品の摂取制限等の防護措置の実施を早期に判断するための指標として、空間放射線量率を測定する。

測定に際しては、国（原子力規制庁）と協議のうえ、県内5箇所のモニタリングポストに加え、あらかじめ定めた実施要領に基づき必要に応じて測定地点を追加し、測定を実施する。

ロ 環境試料の測定

大気浮遊じん等の環境試料中の人工放射性核種について測定を実施する。

5 屋内退避等の防護活動(総合調整室応急対策調整班)

県及び市町村は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

(1) 屋内退避・一時移転の要請

イ 原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市町村は、屋内退避のための注意喚起を行う。

ロ 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市町村に対して、指示のあった区域内

の住民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請するものとする。

(2) 屋内退避、避難指示

市町村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転の指示を行うものとする。

(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値	基準の概要	避難等の概要
500 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
20 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※緊急当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(4) 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市町村のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市町村は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

(5) 避難所の開設及び運営

市町村は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

県は、市町村に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

(6) 要配慮者等への配慮

県及び市町村は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

(7) 立地県等からの避難者の受入れ

県は、立地県等から避難者の受入れの要請があった場合、大分県原子力災害対策実施要領に基づき、市町村と連携して受入れを行うものとする。

6 健康相談及び医療救護活動の実施（総合調整室情報収集班、福祉保健医療部）

県及び市町村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

(1) 健康相談及び医療救護活動（福祉保健医療部）

県及び市町村は、国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

(除染を講じるための基準)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	

(2) 総合相談窓口の設置（総合調整室情報収集班）

県及び市町村は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の服用（福祉保健医療部）

安定ヨウ素剤の服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、市町村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ 服用のための準備

県は、原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるための準備を行うものとする。

安定ヨウ素剤の避難所等への搬送は県が行うものとする。この場合、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

ロ 服用の決定

県の災害対策本部長は、原子力規制委員会の判断に基づき、住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、市町村に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、服用の決定にあたっては、防護対策の実効性を高めるため屋内退避、一時移転についても留意するなど、総合的な検討を行うものとする。

ハ 安定ヨウ素剤の配布

市町村は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所（大

Ⅱ 原子力災害対策

第4節 原子力発電所事故応急対策

分市は市保健所)及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

ニ 安定ヨウ素剤の服用

a 服用者

原則として服用不適切者、慎重投与対象者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

b 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

c 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1 ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg		2 ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3 ml
13歳以上	100mg	2丸	6 ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

7 飲料水、飲食物の摂取制限等（総合調整室、広報・情報発信班、支援物資部、農林水産基盤対策部）

(1) 飲食物に係るスクリーニング実施区域の特定

県は、原子力災害が発生し放射性物質の放出後、国からの放射性物質による汚染状況の調査の指導・助言及び指示要請を受け、緊急時モニタリング実施計画に基づき空間放射線量率を測定し、飲食物中の放射線核種濃度の測定（以下「飲食物のスクリーニング」という。）を行うべき区域を特定する。

【飲食物に係るスクリーニングの実施基準】

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物のスクリーニングを実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	全面緊急事態後、原子力災害対策指針を踏まえ数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を原子力規制委員会が特定

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限

飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、下記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

(飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標)

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131) 放射能濃度
飲料水	300Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000Bq/kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	100Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

(3) 地域生産物（農産物）の摂取制限（総合調整室、支援物資部、農林水産基盤対策部）

県は、環境放射線モニタリングの結果を受け、空間放射線量が原子力災害対策指針の示す指標を超えた場合は、国との協議に基づき、地域生産物の摂取制限のため、速やかに区域を特定し市町村や関係団体等を通じて生産者等へ出荷の自粛を要請する。

併せて、報道機関への報道要請、県ホームページへの記載など、様々な手段を使って県民に対して広く周知するものとする。

基準値※	基準の概要	避難等の概要
20 μ Sv/h	地上1mでの 空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

第5節 原子力災害中長期対策

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物・地域生産物（農産物）の摂取制限及び出荷制限の制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。

(2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

(3) 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

第8章 危険物等災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 危険物等災害予防
- 第3節 危険物等災害応急対策
- 第4節 危険物等災害復旧

この章は、愛知県武豊町火薬庫爆発事故、ブリヂストン栃木工場火災のように、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については「海上災害対策」、放射性物質の放出により生ずる災害については、「放射性物質事故対策」、石油コンビナート等特別防災区域（特定事業所の区域に限る。）における災害対策については「大分県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

本県で、危険物を大量に保有している事業所は、大分港から大野川右岸にかけての臨海部、佐伯市、臼杵市、津久見市等に立地している石油精製、石油化学、鉄鋼等の工場である。

また、県内には火薬類製造所・販売所、高圧ガス製造・貯蔵事業所、液化石油ガス製造事業所・貯蔵所がある。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 危険物保安予防対策の推進
- ロ 高圧ガス保安対策の推進
- ハ 火薬類保安対策の推進
- ニ 毒物及び劇物保安対策の推進
- ホ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ヘ 情報の収集・連絡体制の強化
- ト 初動体制の充実
- チ ヘリコプター受援体制の充実強化
- リ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ヌ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ル 情報の収集・連絡
- ヲ 活動体制等の確立
- ワ 緊急輸送活動の支援及び調整
- カ 救助・救急活動に係る応援要請等
- コ 医療救護活動の実施、応援要請等
- タ 消火活動に係る応援要請等
- レ 施設及び設備の応急復旧
- ソ 広報活動の実施
- ツ 被災した公共施設の復旧
- ネ 再発防止対策の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化

- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 施設及び設備の応急復旧
- リ 広報活動の実施
- ヌ 被災した公共施設の復旧

(2) 消防本部

- イ 危険物保安予防対策の推進
- ロ 火薬類保安対策の推進
- ハ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ 防災無線の習熟
- ト 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 災害の拡大防止活動の実施
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 危険物等の防除等
- カ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州産業保安監督部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物災害等を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安部（大分海上保安部）

- イ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ロ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 緊急輸送のための交通の確保
- ニ 救助・救急活動の支援
- ホ 消火活動の実施

4 自衛隊

- イ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 危険物等災害予防

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

(2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

(3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

(4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県および市町村は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

(1) 危険物

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 県、市町村の取るべき措置

(イ) 県は、消防関係機関との協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

県及び市町村は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所については、予防規定の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ① 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- ② 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ③ 休業、廃止の届出の励行
- ④ 製造所等における事故発生の届出
- ⑤ 危険物取扱者立会の励行
- ⑥ 危険物保安管理体制の確立

(ロ) 県及び市町村は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における

災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- ④ 危険物取扱者の立会状況

(ハ) 消防機関は、危険物の運搬上の災害を予防するため、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(ニ) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ① 整備計画の提出を求め、計画的な改修の促進
(その裏付けとして改修期限の誓約書の提出)
- ② 消防機関の立入検査の強化
- ③ 現地指導による整備計画の推進
- ④ 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

(ホ) 災害時の危険物保安対策

① 製造所等の保安対策の確立

災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう指導体制を強化する。

- ・危険物の漏洩並びに放置の防止
- ・製造所等の清掃並びに整理、整とんの励行
- ・消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- ・所内の通報、連絡体制の確立
- ・危険物の撤去（搬出）並びに保安防御体制の確立
- ・消防機関及び関係機関との連絡体制の強化
- ・化学消火設備（器具）及び消火薬剤の重点配置

大規模な製造所等の設備者に対しては前①のほか

- ・危険物主要製造所の存する地域に危険区域の設定をする
- ・危険区域の保安体制は、関係機関との連携を密にし別途対策を樹立する
- ・自衛消防組織の整備確立
- ・防火管理機構の強化
- ・予備化学消火設備（器具）の整備と消火薬剤の重点的配置

② 危険物保有指導体制

- ・標識並びに掲示板の掲示の確認
- ・危険物製造所等の許可施設外での貯蔵及び取扱の禁止
- ・届出に係る数量及び品名以外の貯蔵取扱の禁止
- ・指定された容器以外に収納し、貯蔵することの禁止

(2) 高圧ガス

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村の取るべき措置

高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。

- ① 各事業者は、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
- ② 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ③ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- ④ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

- (イ) 県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。
- (ロ) 県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。
- (ハ) 高圧ガス輸送車の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し、万一事故が発生した場合、当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する（専門技術者）。また、事故現場における措置については、県、警察、消防各関係機関及び防災指定事業所相互で、緊密な協力体制をととのえておくこととする。
- (ニ) 関係官庁の職員並びに派遣技術者は、警察、消防等関係者と事故現場に立ち入り調査等を実施できるものとする。
- (ホ) 関係者は協力して事故原因の調査、究明を行うものとする。

(3) 毒物・劇物

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、毒物および劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 県のとるべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自

主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

(4) 火薬類

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部の取るべき措置

- ① 火薬類取締法に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため、製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、若しくは製造しているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- ② 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ③ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ④ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物については、その維持管理の遵守を指導する。

県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。

また、火薬類の爆発などの災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

(2) 応援協力体制の整備

イ 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、

防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ハ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

イ 事業者の取るべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化をしておくものとする。

ロ 県の取るべき措置

危険物等災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行なうものとする。

ハ 市町村の取るべき措置

(イ)「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

- イ 県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求められることができる体制の整備について支援するものとする。
- ロ 消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

(6) 避難対策

市町村は避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「風水害等対策編 第2部 第3章 災害に強い人づくり 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(8) 防災知識の普及・啓発

九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村は液化石油ガス消費者保安対策として次のことを行うものとする。

- イ 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジ

オ、テレビ等による啓発等の実施

ロ 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施

県、市町村及び消防関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(9) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 危険物等災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 事業者の取るべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県及び県警察本部の取るべき措置

イ 県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

ハ 高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、又は爆発のおそれがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、「事故発生時の通報系統図」によって速やかに関係先へ通報する。

ニ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ホ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行なうものとする。

(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

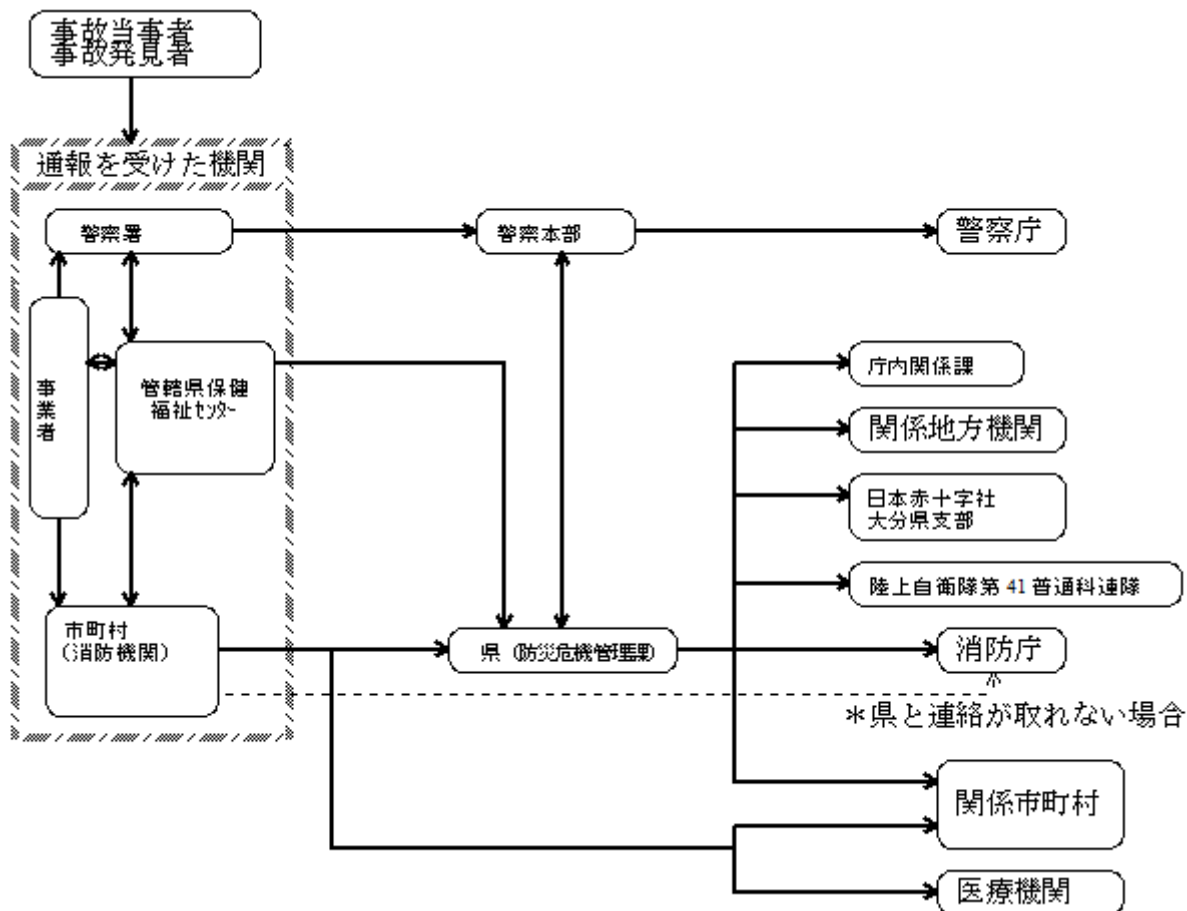
イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(4) 危険物等災害情報伝達系統図

イ 高圧ガス輸送車の事故が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

ロ 高圧ガス輸送車以外の危険物等災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模または被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、

国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備規定に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な危険物等災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事または他の市町村長の応援または応援の斡旋を求めるものとする。

ハ 消防本部は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整の上、県消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ニ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関および事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、市町村、消防機関等のとりべき措置

県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

また、防災指定事業所の派遣技術者は、警察、消防署等関係者に必要な措置を助言する。関係者は協議のうえ次の緊急措置を講ずるものとする。

- ・事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させること（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点をおくこと）。
- ・輸送車の容器弁又はバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性がないときは、応急的な漏洩防止措置を講ずること。
- ・交通の制限は風下ほど広範囲に実施すること。
- ・付近の住民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の住民を速やかに誘導すること。
- ・避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導すること。
- ・ガスの検知にあたって、側溝や下水溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無について点検を行うこと。

4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 県は、市町村等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

ニ 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関に

よる応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止および交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 事業者、消防機関、県警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関および県警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(2) 県および市町村のとるべき措置

県および市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境放射線モニタリング、危険物等の処理等に必要な措置を講ずるものとする。

7 避難誘導

市町村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」の定めにより、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 危険物等災害復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第9章 その他の災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 その他の災害の予防
- 第3節 その他の災害の応急対策
- 第4節 その他の災害の復旧

この章は、第8章までに述べられていない、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヌ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ル 消火活動に係る応援要請等
- ヲ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 総合的な防災訓練の実施
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 災害の拡大防止活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消火活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州産業保安監督部及び九州経済産業局

- イ 鉱山における災害防止対策の推進
- ロ 鉱山施設等への鉱山保安の監督指導等
- ハ 休廃止鉱山に係る危害防止工事について助成策策定

4 自衛隊

- イ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 その他の災害の予防

1 鉱山施設等の災害防止対策(九州産業保安監督部、商工観光労働部工業振興課)

鉱山保安法に基づき鉱山労働者及び地域住民に対する危害及び鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図るため、鉱山に対して監督指導を実施する。

また、鉱害又は危害を防止する義務を有するものが、無資力又は現存しない休廃止鉱山に係る捨石又は鉱さいたい積物の鉱害防止工事、坑口の閉そく等の危害防止工事について助成策を講じ、災害防止に努めるものとする。

2 自然公園施設の災害防止対策(生活環境部生活環境企画課、県警察本部、市町村、県山岳遭難対策協議会)

国立公園を中核とする自然公園の山岳地帯における登山客等の災害予防に努めるため、登山客の指導、施設の安全点検等を行う。

また、関係警察機関においては、大分県山岳遭難対策協議会と連携して山岳パトロール、施設の点検・整備・登山客等の指導及び災害事故発生時の捜索、救助活動を行うものとする。

なお、民間の施設はそれぞれにおいて、自主的な災害防止対策を実施するものとする。

3 がけ地近接危険住宅の災害防止対策(土木建築部建築住宅課、市町村)

がけに近接し、かつ他の防災事業によらない点在危険住宅の移転に対して助成を行い、災害の防止に努める。

4 電気工作物の災害予防対策(九州産業保安監督部、商工観光労働部工業振興課、九州電力(株))

電気工作物による火災、その他の障害を防止するため電気事業者、その他電気工作物の設置者は電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定により定めた保安規程に基づいて、災害防止のために必要な施設の整備、巡視、屋内絶縁抵抗の測定、内線の点検、危険箇所の早期発見等を行うものとする。なお、漏電による大火の防止に特に留意するものとする。

また、電気工事士法(昭和35年法律第139号)及び電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)の主旨の徹底を図り、事故を未然に防止するものとする。

5 電気用品の災害予防対策(九州経済産業局、商工観光労働部工業振興課)

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の主旨徹底を図り、事故を未然に防止するものとする。

イ 県の行う予防対策

関係職員に販売事業者の事務所、店舗、事業場に立入らせ、書類その他の物件を検査し、質問して、電気器具による火災の予防を期する。

ロ 経済産業省(又は九州経済産業局)の行う予防対策

粗悪な電気製品による危険及び障害の発生を防止するために事業場の立入検査を行い、電気用品の販売、使用の制限、業務の一部又は全部の停止、検査業務の方法の改善、設備の修理又は改造、その他必要な措置を製造事業者に命じて予防の万全を期する。

第3節 その他の災害の応急対策

1 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的に発生した大規模な事故により傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関が必要な措置をとるものとする。

- (1) 災害の発生を知った防災機関は、ただちに、その内容を最寄りの警察機関及び市町村に通報する。通報を受けた市町村は、保健所、郡市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報することとし、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、通報伝達系統図により行うものとする。
- (2) 前(1)により通報を受けた機関は、自発的かつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

この場合、必要な医療品及び衛生用資機材は、県（保健所、振興局）、市町村及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達するものとする。

- (イ) 市町村、県（保健所、振興局）、郡市医師会、県医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、ただちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。
- (ロ) 対策本部の総括責任者は、市町村長とする。
- (3) 対策本部の総括責任者である市町村長は、傷病者が多数にのぼり対応が困難と判断した場合は、他の関係機関に応援を求めることができる。

応援要請を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

- (4) 医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担するものとする。

第4節 その他の災害の復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部章 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。